

本日の会議に付した事件

平成27年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成27年9月16日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第55号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第56号 山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第57号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第58号 山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第59号 山元町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第60号 山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第61号 平成27年度 社総交（復興）請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第62号 平成26年度 復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の変更について
- 日程第10 議案第63号 平成25年度 債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第64号 和解について
- 日程第12 議案第65号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第66号 平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第68号 平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第69号 平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第70号 平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第71号 平成27年度 社総交（復興）請1号 町道27号町中浜線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第72号 平成27年度 産振農復物1号 山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約について
- 日程第20 議案第73号 平成27年度 産振農復物3号 山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約について
- 日程第21 委発第 3号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第22 認定第 1号 平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 2号 平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 認定第 3号 平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第25 認定第 4号 平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）

- 日程第 26 認定第 5 号 平成 26 年度亙理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 27 認定第 6 号 平成 26 年度水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第 28 認定第 7 号 平成 26 年度下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第 29 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 30 常磐自動車道建設促進特別委員会中間報告
- 日程第 31 東日本大震災災害対策調査特別委員会中間報告
-

午前 10 時 00 分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成 27 年第 3 回山元町議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

災害 FM りんごラジオから写真撮影の申し入れがあり、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第 124 条の規定によって、12 番佐山富崇君、13 番後藤正幸君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

陳情の受理。陳情 2 件が提出されたので、その写しを配布しております。

議員委員会提出議案の受理。委員会から議案 1 件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案 3 件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

監査検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査及び財政援助団体監査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書等の受理。決算審査特別委員会委員長から審査報告書、総務民生常任委員会、産建教育常任委員会の各委員長から所管事務調査報告書と視察研修報告書、3 常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書、常磐自動車道建設促進特別委員会、東日本大震災災害対策調査特別委員会の各委員長から中間報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第 2. 議案第 55 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

本日、ご提案申し上げております手数料条例の一部改正につきましては、マイナンバー制度の施行に伴っての改正ということもあり、あと決算審査特別委員会の中でもマイナンバーについてのご質問をいただきました。そういった関係もございますので、まず最初に、マイナンバー制度の概要につきましてご説明を申し上げ、その後に改正条例のご説明をさせていただきたいと思っております。

本日、お配りしております配布資料の中で「マイナンバー制度が始まります」という政府広報紙、これが入っているかと思うんですが、これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年10月5日から日本国内の全住民に通知される1人1人異なる12桁の番号をマイナンバーと、そのようになります。個人が特定されないように住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てをされるということでございます。

マイナンバーは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。このマイナンバー制度で期待できる効果としては、次の3つが挙げられるということでございます。

まず、第1点といたしまして、公平・公正な社会の実現といたしまして、マイナンバーの活用により所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に逃れることや不正な受給の防止と、あと本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるという内容でございます。

第2といたしましては、国民の利便性の向上といたしまして、例えば年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減ると。これにより行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されるということでございます。あと、行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになるということでございます。

あと、3つ目としましては、行政の効率化といたしまして、行政事務が効率化され、国民の行政ニーズにこれまで以上に対応できるようになります。例えば、被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで迅速な行政支援が期待できるというようなことでございます。

次に、3、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年の1月1日以降に、マイナンバーは国民の行政機関や地方公共団体などにおいて社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

まず、1点目としまして、社会保障関係の手続といたしましては、年金資格取得や確認、あと給付、あと雇用保険の資格取得や確認、給付などがございます。あと、税関係の手続といたしましては、税務署に提出する確定申告書、あと届け書、法定調書などにマイナンバーを記載するというようなこととなります。あと、都道府県、市町村に提出する申告書、あと給与支払報告書などにもマイナンバーを記載するというような形になります。

あと、3点目といたしまして、災害対策といたしまして、防災・災害対策に関する事務の手続、あと被災者生活再建支援金の給付、あと被災者台帳の策定事務などに利用されるということでございます。

あと、その下になりますが、マイナンバー制度の実施の流れというようなことになり

ます。

来月の10月以降、住民票の住所地にマイナンバーを通知するというような形になります。あと、年が明けまして、平成28年の1月からはマイナンバーの利用が開始されるということでございます。それにあわせまして、申請をいただいた方に対して個人カードの送付も開始されるということでございます。

あと、その後、平成29年の1月には個人ごとのポータルサイトの運用開始ということで、マイナンバーをどういったものに誰が提供したか、そういったことを確認できるような仕組みが開始されると。あと、国の機関の間で情報連携がこの時期から開始されるということになります。

あと、平成29年の7月につきましては、地方公共団体も含めた情報連携の開始、本格的に平成29年の7月から開始されるというような流れのようでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

マイナンバーは、先ほど申しましたように、平成27年10月5日以降に送付されます。まず、住所の確認といたしまして、原則といたしましてマイナンバーは住民票の世帯ごとに送付するというところでございます。ただいま被災者の方など、実際に住民票を置いている場所と居所が違う方もかなりおられるというようなことから、送付先の確認等について現在調査を行ってございます。

あと、書留の中身を確認ということで、これが10月5日以降に送付される中身でございます。簡易書留で郵送されるということでございます。その中身には、マイナンバーの通知カード、あと個人番号カードの申請書等が入ってございます。個人番号カードを申請する方については、その申請書を利用していただいて申請をいただくと。あと、オンラインでの申請ということで、スマートフォンからも申請ができるという形になります。

あと、来年の1月1日以降になりますが、個人番号カードを受け取るには市町村の窓口で受け取ることができるということでございます。受け取る際に必要なものといたしましては、前に送付した通知カード、あと個人番号カードの準備ができたことを知らせる交付の通知書、あと本人確認をするための免許証などの確認書類が必要になるということでございます。

次の6ページでございますが、個人番号カードは無料で取得できるということでございます。本人確認に利用できる公的身分証明書になるということでございます。

そこに個人番号カードが載ってございますが、表面には氏名、住所、生年月日、性別、あと本人の写真と、あと裏面にマイナンバー等が記載され、ICチップが搭載されるというようなものが来年の1月以降に申請により交付されるということでございます。

あと、次の7ページ、8ページの部分につきましては、セキュリティー関係ということでございますが、マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じるというようなことでございます。

制度面といたしましては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止していると。あと、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられると。あと、マイナンバーが適切に保管されるかを特定個人情報保護委員会という第三者の機関が監視・監督をするということでございます。あと、法律に違反した場合の罰則につきましては、従前より強化されているということござい

す。

あと、システム面での関係につきましては、個人情報とは従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったような分担型で管理することになることから、芋づる式に情報が漏えいするということにはならないというような形でございます。

あと、行政機関での情報のやりとりはマイナンバーを直接利用しないと。システムにアクセス可能なものを制限管理し、通信する場合は暗号化するというところでございます。

あと、平成29年の1月から情報提供記録用開示システムが稼働予定であると。マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不適切な照会、提供が行われていないかなど、ご自身で確認することができるというシステムになっているということでございます。

簡単な説明ではございますが、以上でマイナンバー制度の概要の説明とさせていただきたいと思っております。

続きまして、手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

条例の中に配布しております配布資料ナンバー1でご説明をさせていただきたいと思っております。

議案第55号山元町手数料条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が平成27年10月5日から施行されることに伴い、山元町手数料条例についても所要の改正を行うため提案するものでございます。

まず最初に、3番の3項をご覧いただきたいと思います。

まず、10月に通知される通知カードでございますが、交付の時期につきましては、10月5日以降、順次交付をしていくということでございます。対象者につきましては、全員と、山元町に住民登録のある方に対して交付をするということでございます。あと、有効期限につきましては、なし。あと、初回の手数料につきましては、無料ということでございます。あと、1月から交付される個人番号カードにつきましては、1月から順次交付をしていくということでございます。あと、交付の対象といたしましては、個人番号カードの交付を希望し、申請書を提出した方に対し交付をするということでございます。あと、有効期限につきましては、20歳未満の方につきましては、発行から5回目の誕生日までが有効期限、あと20歳以上につきましては、発行日から10回目の誕生日までが有効期限ということでございます。あと、初回の手数料につきましては、個人カードも無料というようなことでございます。

続きまして、改正の内容についてご説明申し上げます。

番号法の施行により交付される個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付するものについて手数料の規定を追加するものでございます。

新たに追加する項目としましては、通知カードの再交付として1件につき500円、あと個人番号カードの再交付につきましては1件につき800円でございます。この手数料の関係につきましては、隣接市町とも同額での条例改正を予定いたしてございます。

あと、番号法の施行により廃止となる住民基本台帳カードの交付についての規定を削除するものでございます。「住民基本台帳カード1件につき500円」という部分を削除するというところでございます。

住民基本台帳カードにつきましては、12月いっぱいまでについては発行を行います

が、番号カードが発行されてからは番号カードのほうに切りかえをするというような内容でございます。

施行日でございますが、平成28年の1月1日からの施行につきましては、個人番号カードの再交付と、あと住基台帳カードの廃止の部分については1月1日の施行でございます。あと、通知カードの再交付手数料については平成27年の10月5日施行ということでございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。きょう初めてこういうのを見せられて、初めて説明受けたんですが、そして今の説明だけでどのくらい理解されたかという、ちょっとその辺が不安な中での質問となります。

このマイナンバーが手続きするときマイナンバーわがねどぎ、町の役場窓口さ来てわがねがったどぎはどういうふうな対応とられるんですか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。ただいまのご質疑でございますが、通常、通知カードにつきましては全員の方に通知をされるということでございます。その番号カードが必要な関係の手続に来られた際には、その通知カードを持参していただき、そのカードと、あとは本人が確認できる免許証等で本人の確認、あとはマイナンバーの確認をさせていただくというような形になろうかと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今のような答えは、これを見れば多分わかるんだと思うんですが、その際に、んだがらその通知カードつつのあんのね。通知カードというのが、それを忘れてきたときに、そして本人も当然頭に、12桁だがら、ないどぎには、そのカードがわがねないんでは、この手続はできませんというごどで追い返すよというようなことになるんですかと、そういう具体的な、現実的な質問なんです。あり得る話だということですね。とりわけ、ひとり暮らしのお年寄りとかね。そもそも、もうそういう認識でつつうか、自覚っていうかね。私、私のこと言ってあれなんだけれども、今住基カードつつうかね、あれすらちょっとどごを探せばそんなのが出てくんのがというような状況もあったりしますよね。その際には町の対応としてどうなのかなという質問なんですよ。簡単に言えば、その通知カードっていうのわがねないがらね。で、せっかぐ来てもらったんだげんとも、ごめん、まだ家さ帰って確認してきてくださいというようなことになるのかね。これ、こんなにばかにしてだめなんだげんともさ、なぐしたりする可能性だってあんだよな、持っている人さ。という場合が多々あると思われるんですが、だってしょっちゅう、しょっちゅう使うもんでねえがら、そういう場合、ほれ、何十万人に1人だかもわがねよ、そういう方はね。でも、そういう具体的にあったときに町の対応としてはどうなのかなという疑問から生まれてきた質問です。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。まず、マイナンバーカード及び通知カード、紛失したような場合については、窓口のほうに来ていただいて、再交付の手続をしていただく。新たに再交付する番号につきましては、従前の番号については誰かが拾われた場合とか、そういったことも想定されますので、新たな番号を付して再交付を行うというような形

になろうかと思えます。

あと、1点目の申請の際ということでございますが、通常の町民生活課での住民票の申請、戸籍の申請、そういった部分についてはマイナンバーカードの記載というものはございませんが、年金の申請とか、あと今後どういったものに活用されてくるか、今後町のほうでも検討していくというような形になろうかと思えますが、そういったものについては新たな条例を改正しまして、このマイナンバーカードで対応できるような制度改正を行うということになります。その時点において、どういった形でその確認ができるものなのか。ただ、本人確認が免許証等でできれば、そのマイナンバーの部分についても役所のほうでお知らせをするということが可能かどうか、その辺も含めて今後検討させていただきたいと、そのように考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。単純な質問したつもりなんだげんとも、そういうときちゃんと手続つつうか、処理してくれるのですかと。忘れたり、持っていがながったりしたときね。という単純なつつうか、素朴なというか、しかしあり得ることだなと。だから、そんどぎは家さ帰って通知カードをまた確認して、また来てくださいというような対応になるのかどうかという点についての疑問といえますか、です。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。今の遠藤さんのご質問、かなりそういったことがあろうかと想定されます。で、本人確認、この方が間違いなくご本人であるということが確認できれば、そういった方向で、できるような形で検討させてもらいたいなど、そのように考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その際っていうか、これ町ではわがってることになんの。町でわがってれば、ああ、あんだのこういう番号だから、んでこいづでってこうということで手続きができるのかどうか。私も本当心配しているんだげんとも、そういうのこう忘れたりね、あるいはなくしたりしてしまったりすと、どごがら自分の番号持ってきていいのがというのわがねぐなるよな。そんどぎはこの町でそれはお知らせしてくれるということになるのかどうか。町でちゃんと全住民の個人カード、このちゃんと管理してで、そして、なくしたというか、そういう際にはそこから引っ張ってきて処理をするというようなことは可能なのかどうかというか、そういうことになんのがどうか、あるいはできないのかどうか。その件について確認します。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。システム上で確認はできるかと思えますが、ただ、この住基カードといえますか、その管理をする者については多分限定されたような形で管理の仕方というような形になろうかと思えますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思えます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、このナンバー1の附属資料といえますか、概要説明書の中で質問させていただきます。

3番目の3項ですが、その枠の下から2番目、有効期限とありますが、20歳未満は5回目の誕生日までと、20歳以上は10回目の誕生日ということで、1つは、この分けたのはどういう理由、何の目的で分けたのかの説明をちょっとお願いしたいと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この有効期限につきましては、二十未満の方であれば成長に応じて、ちょっと成長なされるんで顔も変わったり、そういったこともあろうかと思えますので、そういった方々については5年間というような形での、この時限の設

定になっているのかなど、そのように私としては受け取っております。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、生まれたらすぐ番号が交付になると思うんですが、5歳、10歳と、その段階ごとにやっていくと、二十になるまでということになるわけでしょうか。確認ですが。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、2回目は再発行という形になって料金がかかるという解釈でよろしいのでしょうか。例えば、5歳時にですね、500円と800円かかると、そういうことになるのでしょうか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。国からの通知といたしますか、その内容ですと、個人番号カードの有効期限満了に係る再交付手数料の取り扱いについては、現在検討中というようなことでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。最後に、いわゆる免許証なんかの場合は、切れる場合には案内状が、登録していれば来るんですが、それはこう切れますよという案内は、国あるいは町のほうから直接各世帯、あるいは特に子供の場合は親宛てに行くのかどうかわかりませんが、通知が来んのかどうか。それ以外も全町民ですか、山元町の場合は町民ですが、全部案内をされんのかどうか、最後に確認しておきたいと思います。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。そこまでの詳細については、まだ把握してございませんが、通知カード自体については、これ国の制度でございますので、国のほうからどういった指示があるものか、今後そういった情報を入れながら取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。往々にして忘れるというケースもあろうと思うんですね。事前に通知をすると、ぜひそういう方向での検討をいただきたいということで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第55号山元町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3. 議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議案第56号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、その概要をご説明を申し上げます。

配布資料ナンバー 2、条例議案の概要のほうをご覧いただきたいと存じます。

まず、提案理由でございますが、本議案につきましても、前件議案第 55 号同様、行政手続における特定の個人を識別するための法律、以下「番号法」と表現をさせていただきますが、この番号法の施行に伴い、個人番号を含む個人情報を保護する必要性から、現行の条例に特定個人情報の保護に関する規定を追加するなど所要の改正を行うため、提案をさせていただくものでございます。

次に、具体的な改正内容についてご説明させていただきますが、1 の改正内容の (1) から (5) までの 5 項目にわたる改正を行うものでございます。

まず、(1) の部分でございます。番号法に基づく情報にの取り扱いを明確にするため、特定個人情報及び情報提供記録に関する定義を新たに追加をいたします。それぞれの具体の定義につきましては、①、②にそれぞれ記載しております。ご覧いただきたいと存じます。この規定が追加されることによりまして、個人情報等に関する従来の定義のイメージが、お手元の資料の中段ぐらいの個人情報等の定義イメージ図のように変わります。

改正前におきましては、氏名、生年月日等の個人が識別できる情報のみが個人情報として定義されておりましたが、改正後におきましては、新たに個人番号が付された、例えば源泉徴収票や被保険者資格届などの特定個人情報と特定個人情報の照会や個人情報を提供した者の名前などの情報提供等に関する記録につきましても個人情報として取り扱われることとなります。

なお、点線部分のところになりますけれども、特定個人情報のうち③のくだりでございますが、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に役員に関する情報につきましては、個人情報には該当しない特定個人情報、ちょっとわかりづらいですけれども、そのように分類されることとなります。

次に、(2) 及び (3) の改正についてでございますけれども、これにつきましては、特定個人情報の目的外利用の制限と当該情報の提供の制限に関する規定の追加を行うもの、また (4) におきましては、個人情報の開示、訂正、利用停止及び不服申し立ての対象に、個人情報に該当しない事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体の役員に関する特定個人情報を追加するものでございます。

最後に、(5) の改正についてでございますが、特定個人情報の開示、訂正、利用停止の各請求権を認める範囲につきまして、これまで法定代理人に限られておりましたが、これに加え、本人の委任に基づく委任代理人にも認められる内容に請求権の拡大を図るための改正を行うものでございます。

なお、法定代理人、再確認の意味でちょっと触れさせていただければと思いますが、これ法律により代理権が発生する代理人というふうに表示されるものであり、例えば未成年者に対する親権者、成年後見人などが法定代理人というふうに表示されるものでございます。そしてまた、任意代理人の関係でございますけれども、これは本人の委任に基づくということでございますが、本人代理権の授与を行う委任契約等による代理人というふうなことでの解釈というふうになるかと存じます。

ただいま申し上げました 5 項目の改正内容に関連いたします具体の改正箇所等につきましては、議案書のほうに添付してある新旧対照表の表中のアンダーライン部分に相当いたします。後ほどご覧になっていただければと存じます。

最後に、施行期日の関係でございますが、第28条の改正規定を除きまして、番号法の施行期日を定める政令によりまして、本年10月1日からの施行というふうなことになります。

以上、議案第56号につきましてご説明を申し上げます。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番齋藤慶治君の質疑を許します。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今、条例の説明を受けたんですが、これが私たち現実にどういう形になってるかというのがなかなかつかめないというのが今の説明で、もうちょっと何か具体的な特定個人情報云々で、今回のこの改正の必要性というのを何かこう簡単にわかるような説明の仕方というのはないんでしょうか。条例の内容だけではちょっと理解しがたいというので、もし再度何かもうちょっと具体的な事例の中で、一例でもいいですが、判断基準が示されると助かります。以上です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。なかなか事例を示してというふうなことになりますと説明も容易ではないわけございまして、そもそもマイナンバー法の施行に伴って個人情報の保護の重要性というふうな観点から、関連して個人情報の保護に関しても、その定義関係につきましてもより明確にし、個人情報の保護を図るという目的のもとに関連して改正整備がなされるというところが大きな趣旨でございます。ここの部分につきましては、ただいま説明させていただいたような個々の改正というふうなことになりますので、大きなくりでご理解をいただければよろしいのではないかなというふうなことで、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。質疑も中途半端になると失礼なので。ここに、イメージの下に事例が例として載っていますよね。特定個人情報の中には源泉徴収票なり云々という。そして、特定個人のほうには個人商店の事業所の確定申告書などという形のこのちょっと例があって、これが今度のマイナンバーとかに、制度に付された場合に守るべき情報なのか含めて明確に定義するというような概要には見えるんですが、さりとて、どれがどうなのかというのがいま私ら、普通の生活において新たに守れるよりは、今回の定義なんでね、ここら辺の個人情報の定義等の具体的な事例がもうちょっとあると何となく、あっ、これはマイナンバー制に入って、これは今度の山元町の個人情報保護条例で一応守られる項目に明確に定義されたというような概要がもうちょっと整理されると、この条例というのが理解しやすいんですが、そこら辺、総務課長、再度、何か具体的な事例含めてあると助かります。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。このマイナンバー法の施行に伴って今後、さまざまな分野で活用が図られ、情報の管理がしやすくなると。それゆえ、その個人情報というふうな部分の保護というふうな部分にも十分配慮していかなければならないというところがありまして、個人情報につきまして先ほど、従来の個人情報が個人情報と特定個人情報とに細分化されると。その細分化される中身につきましては、従来の個人情報につきましては個人番号が付されていない情報、これが個人情報でございますね。で、特定個人情報につきましては、この番号法によって番号が付された個人の情報というふうなことになります。その番号が付された情報がいろいろ相互に接に関連し、情報収集が容易にな

る。よって、そこの部分について、より厳格に管理をする必要があるというふうなことから今般、個人情報保護につきましても、それに関連する定義関係を明記をし、個人情報の保護に努めるというふうなことで取り扱われる性質のものというふうにご理解いただければと存じます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。分かったような感じもしねごどもないんだげんとも、今出てきた個人番号が付されてない情報つつうのは、どういう情報になんですかね。個人番号が付されていない情報というのは、あんまり危険性がないから少し放置しておくつつうことなんだよね。で、特定番号は、これ重要な、それぞれ個人にとって重要な情報だから、これは特定して、これはきちっと管理するというふうに今のお話で理解したんですが、残っている個人番号が付されてない情報つつうのはどういうものなのかということの確認です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。氏名、生年月日、性別、住所などでございますね。これらが組み合わさって個人が特定できるような情報というふうなことでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第56号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第57号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要をご説明申し上げます。

配布資料ナンバー3、条例議案の概要をご覧いただきたいと存じます。

まず、提案理由でございますが、職員の単身赴任手当につきましては、これまで支給に関する規定が未整備であったことから、所要に改正を行うため提案するものでございます。

なかなかこれだけではわかりづらいかと存じますので、ちょっと補足説明を加えさせていただきます。

山元町では、これまで役場から60キロメートル以上離れた勤務場所への異動があり

ませんでした。で、この60キロメートルというのは単身赴任の移動距離のことです。いまして、60キロを超える赴任というふうな場合に単身赴任手当が該当になってくるというところで、この60キロメートルという数値になってくるわけですが、役場から60キロ以上離れたような勤務場所、新たな公署への異動事例はなかったと。せいぜい本町の場合ですと坂元支所程度であり、単身赴任手当の支給要件、そもそも距離要件等に該当する事例もなく、不都合がないまま今日に至っておったというふうなことが背景にあります。しかし、今年度、自治法派遣職員の受け入れを行ったことに伴い、単身赴任手当の支給対象案件が新たに発生したと。で、現行条例のままですと、当該派遣職員につきましては、派遣元自治体と山元町とで給与面での処遇格差が生じ、不利益となるというふうな問題が発生したというふうなことでございます。よって、今般、かかる問題の是正ということと、近い将来、町職員であっても60キロ以上離れた公署への派遣勤務の可能性、こういったものも考慮し、人事院規則に基づきまして単身赴任手当の支給根拠について明文規定化を行いたいというふうなことが背景にあります。

次に、具体の改正内容についてでございますけれども、大きく2点の改正を行うものでございます。

1つ目は、職員に支給される手当の種類に新たに単身赴任手当を追加するもの。2つ目につきましては、この単身赴任手当の支給月額を定めるものでございます。

表の1の主な改正内容の(1)部分に目を転じていただきたいと存じますけれども、1の単身赴任手当についてでございますが、支給要件につきましては、内容欄に記載しておりますように4点ほどございます。まずは、公署を異にする異動等に伴い住居を移転すること。2つ目につきましては、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員に対してであること。3つ目が、単身での生活というふうなことでございます。そして、4つ目が距離制限60キロ以上というふうなことの、この4要件を全て満たす職員を支給対象とするというふうなことでございます。

次に、(2)の単身赴任手当の支給月額についてでございます。本来、基礎額3万円と加算額の合計額が支給されることになるというふうなことでございます。この加算額につきましては、(3)の規則で定める規定というところの表の一番下のところに、100キロメートル以上300キロメートル未満の月額6,000円から2,500キロメートルの月額5万8,000円までの範囲の中で10段階で定められております。この加算額が合計されて支給されるというふうなことが単身赴任手当の内容でございますけれども、ただし、この基礎額の3万円部分につきましては、平成30年3月1日までの間につきましては、人事院勧告に基づき、町の給与条例の附則におきまして月額2万6,000円に減額されて支給されることとなります。よって、本来の3万円と加算額というふうな形は平成23年4月1日以降というふうなことになります。

なお、繰り返しになりますけれども、ただいまの説明の中にやむを得ない事情、そしてあるいは加算額という部分についてお話をさせていただきましたけれども、しからばやむを得ない事情とは何ぞやというふうなことなど具体的内容につきましては規則で定められておりますけれども、ご理解いただくべく参考として(3)のところに関係部分を抜粋し、開設を加えさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

最後に、施行期日の関係でございますが、公布の日から施行し、本年4月1日に遡及適用するというところでございます。

以上、議案第57号につきましてご説明を申し上げさせていただきました。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番佐藤智之君の質疑を許します。

8番（佐藤智之君）はい、議長。確認でございますけれども、この条例の該当する方は、もちろん山元町の職員、当然ですよね。それで、今、各地から応援をいただいている職員については該当するかどうか、ちょっと素朴な質問ですけれども。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますが、ほとんどの派遣職員の方々につきましては、派遣協定に基づきまして、負担金で派遣元自治体のほうから支出されるということで該当はございません。んで、具体の該当者数については1名でございます。んで、この案件の該当になる可能性のある者としては、宮城県並びに柴田町から町に派遣をいただいております、山元町から派遣協定に基づき給与を支給する職員がこの内容の対象者になり得ます。実際のところは1名でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。もう1点でございますけれども、加算額の中で2,500キロ以上、月額5,800円。ということは、ここから沖縄以上の距離になります。現実的にはないとは思いますが、一応規定上は定めるといえることですか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。なかなか山元町、市町村の事例でいきますと、こういったケースに該当するというのはほとんど可能性はないのかなとは思われますけれども、この規則の内容につきましては人事院規則に基づきまして、本町に限らず、国・県・町、同様に定めをしております。2,500キロ以上というと海外派遣的なことなど想定されるところでございますけれども、必要部分だけというわけにもいきませんので、一体整備の中でこれを規定させていただくというふうなことでございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと恥ずかしい質問になるかと思うんですが、下のほうのやむを得ない事情による配偶者と別居ということのこの理解なんですが、①の場合は具体的にどういうことを指しているのかということの確認したいんです。旦那はございで、配偶者が東京さ行って子供を面倒見てる場合にその対象になるというふうな理解でいいのでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。的確にお答えできるかどうかちょっと自信ないんですが、配偶者が養育している子供といえますかね、そういった子供が、わかりやすく言うと、義務教育なんかの例でお話しさせていただければ、当然養育する関係から一緒にいないとだめだというふうなことで、その面倒を見るために配偶者とやむなく別居すると。んで、その配偶者が面倒を見る子供については、何ていうんですかね、社会人になっていない、各種学校に入っている子供の面倒を見るというふうな事情で離れられない、こういった部分についてもこの対象に包含されるというふうなことになってございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。俺、何だ、簡単に聞いたのに、何だがごちゃごちゃにするんだね。私が聞いたのは、ここ山元町の職員の配偶者が、例えば東京だったら60キロ以上になるの。東京に子供がいて、その人の面倒を見るためにそっちで生活して、そのため

の別居というときには、その対象になんのがという確認しているんです。以上。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それは単身赴任の意味合いからはちょっと外れるのではないかなど。要は、こっちで、もともとの勤務場所において、そこで生計が維持されていて、そこを根拠に通学している子供の面倒を見る、子供が東京の大学に行ったから東京に行ってというのは、ちょっとその概念からは外れるものというふうに理解されます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この内容の、どう理解するかということで、その確認だったんですけれども、配偶者が主語になっていたので確認しました。はい、わかりました、一応。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

4番（菊地八朗君）はい、議長。施行期日の関係なんですが、例えば②は2番の関係で、平成30年3月31日までは特例の規定により2万6,000円となっていて、んで、こちらで施行期日は平成27年4月1日から施行すると。どっちをどっちに、どういうふうにこの施行期日が2万6,000円にするのか、プラス改定期日を4月からするのか、ここ、ちょっと不明だったんでお願いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ご質問についてでございますけれども、この4月1日から適用するという部分については、派遣職員の方が4月1日から山元町に勤務をし、4月分から山元町から給料が出ているというふうなことで、で、現在はここの部分については支出根拠、支給根拠がないというところで、これは留保されている状況です。よって、ここの部分については4月1日から当然対象になるわけですので、それを救済するための措置としての遡及であるということです。

それで、片や2万6,000円の関係でございますけれども、これは去年の人事院勧告に基づきまして、こういうふうなことでの勧告がございまして、本町の給与条例の附則について改正を加えております。んで、実際に4月1日から支給される金額につきましては、基本額2万6,000円というふうなことになりますので、この4月1日と2万6,000円というふうな部分については関連性があるようでないと言ったらいいんでしょうか、そういうふうなことでございますので、これは切り分けてご理解をいただければありがたいというふうに存じます。

議長（阿部 均君）よろしいですか。ほかに質疑は。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。1つ確認だけしておきたいと思います。

先ほど佐藤智之議員の質疑に対して、今、本町においては1人の対象ということでしたけれども、これまでの私たちの説明にあったのには、今は震災で派遣元に対して国から、簡単に言えば交付金何なりが行ってて、それで該当しないから今まではよかったけれども、これから国のそういう方向もどうなるかわからないのでという、何かそういう不具合に対してこうするというふうな説明があったんですけれども、今後ふえるというか、そういう可能性はたくさんありますよね。その辺だけちょっと確認しておきたいんですけれども。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。岩佐議員さんのご質問の趣旨が、ちょっと混同されているのではないかなというふうに思われますので、今後発生するであろう可能性という部分については、山元町の職員が今まで、例えば坂元支所ぐらいの異動きりなかったから、こういうものがなかった。はい。で、ちょっとつけ加えさせていただきますが、災害派遣ですね、今現在山元町が全国各地の自治体から派遣をいただいておりますけれども、あ

ってはないことではありますけれども、逆に必要によってはというふうなことなんかも逆のケースとして想定されると。よって、そういうときの対応のために現段階で整備しておかないと、やっぱりどうしても不具合が生じるというふうなことでございます。

そして、あと議員さんからのご質問の中で派遣職員の部分に言及されておられたかと思っておりますけれども、こういったケースが出てくるのは、派遣元自治体が甲としますね。で、乙が山元町としたときに、その派遣協定の中で、この赴任手当については乙が負担するというふうな、要は山元町が負担するというふうな取り決めがある場合であって、その前提になるのは山元町が給与を支払うようなケースということなので、もう大部分は逆に負担金のほうでお支払いをさせていただくような形になりますので、類似事案の発生というふうなはないんだろうと、ないほうが強いだろうというふうに解釈をしてございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今の説明受けますと、私が間違っただけで解釈していたと。要するに、今後国の方針がどう変わるかわからないから、そういうふうには何か手当しておくというふうな私は受けとめたんですけども、じゃ私が解釈間違っていたんですね。そういうことはないんですね。国の方針として今後、応援自治体に対してそういう、何ていうのかな、支援がなくなるということはないってということですね。はい、わかりました。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。財源的な部分でのお話じゃないかと思っておりますけれども、派遣職員に係る人件費については国のほうできちんと面倒を見るというふうなことになってございますので、現段階においてはそれを信頼したいというふうな状況でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第57号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、議案第58号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要をご説明申し上げます。

配布資料のナンバー4、条例議案の概要書のほうをご覧くださいと存じます。

まず、提案理由でございますけれども、職員の赴任に伴う旅費の支給について、これまで支給に関する規定が未整備であったというようなことでございまして、今般それらの改正を行うため提案をさせていただくものでございます。

これにつきましても、ちょっとこれだけではその必要性がわからないかと存じますので、補足という形でつけ加えさせていただきたいと存じます。

山元町では、これまで50キロメートルを超える転任、この50キロメートルというのは、50キロメートルを超えた場合に赴任旅費が支給されるという距離的要件でございまして、この50キロメートルを超える転任というふうな部分につきましては、先ほどもご説明申し上げましたように、坂元支所程度ぐらいの異動ぐらいきりなかったということで、これも想定されていなかったということであり、また実例もなかったという背景がございます。したがって、前議案同様、赴任に伴う旅費の支給に関する規定を、規定が未整備であったんだが、特段の不都合もなかったということがその背景でございます。しかし、今年度の自治法派遣職員の受け入れに伴いまして、赴任旅費の支給対象案件が新たに発生したというふうなことでございます。こうしたことから、現行規定のままでは赴任旅費の支給対象になっている職員に赴任旅費が支給できず、派遣元自治体で保障されている処遇が確保されないという不利益な状態が生じてございます。こうしたことから、この問題の是正というふうな問題に加えまして、これまた近い将来、町職員が50キロメートル以上離れた公署への派遣勤務等の可能性も考慮しまして、これにつきましても人事院規則に基づいて、赴任旅費に関する支給根拠を明文規定するというふうなことの改正でございます。

次に、具体の改正内容についてご説明させていただきますが、1の主な改正内容のところの（1）から（3）までの所要の改正を行うものでございますけれども、まず（1）の部分、ご覧になっていただきたいと存じます。

本町におきましては、職員に支給される旅費につきましては、これまで出張の場合のみ支給される規定というふうなことになっておりました。これに新たに、赴任に伴う旅費、これを支給対象として追加をするというふうなことでございます。

次に、（2）の部分でございますが、これまでの旅費の種類、例示をさせていただきますと、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料など9種類ほど規定されておったところでございますけれども、これに新たに赴任旅費を構成するところの移転料、着後手当、扶養親族移転料の3種類を追加するというふうなことでございます。

なお、それぞれの内容につきましては、表に記載してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

続きまして、（3）の部分でございますが、これにつきましては、赴任旅費として支給される移転料、着後手当、扶養親族移転料のおのおの額の算出基準を定めるものでございます。

具体的には、表の区分欄に従いまして、縦にご覧になっていただきたいと存じますが、

この区分欄に従って、それぞれ移転料、着後手当、扶養親族移転料、これが算出されることとなります。これらの合計額が赴任旅費というふうな形で支給されるというふうなことでございます。

これだけではなかなかわかりづらいかと思ひまして、欄外に事例をお示しさせていただいております。事例的には、例えば、これまで富谷町にお住まいであったと、仮にです、仮に富谷町でお住いであった方が山元町に移転した場合は、移転距離は60キロになります。扶養親族は移転しないで、そのまま富谷町のままにしておきますとしたときに、移転料につきましては路程に応じた定額の2分の1というふうなことになりますので、定額は12万3,000円でございますので、この場合、6万1,500円というようなことで支給されます。これに、あと扶養親族が移転しない場合ですと日当定額とか宿泊料とかが5日分ほどを限度として加えられて支給されると、このような形で縦の区分に応じてそれぞれ算出をされ、その合計について赴任旅費として支給されるという性質のものでございます。

この施行期日でございますけれども、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するというようなことでございます。これにつきましても、前議案同様のケースに対応するための遡及措置というふうなことで、ご理解いただければというふうに存じます。

以上、議案第58号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げさせていただきました。どうぞご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第58号山元町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。議案第59号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー5でご説明いたしますので、ご覧くだ

さい。

本案件は、今年度、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区における災害公営住宅の整備の完成に伴い管理する住宅戸数が増加することから、適正かつ効率的な管理体制を構築する必要があり、公営住宅の規定に基づき、管理代行制度に関する規定等を追加するため条例の一部を改正するものであります。

管理代行制度導入への予定スケジュールですが、平成27年9月定例議会に山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を提案しております。平成27年12月議会定例会へ管理代行制度移行に伴う債務負担の予算を提案し、債務負担年度は平成28年4月から平成31年3月までの3年間で予定しております。平成28年4月から管理代行制度に移行というスケジュールで予定しております。

次に、改正内容についてご説明いたします。

管理代行制度の導入に関する規定の追加ですが、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、宮城県住宅供給公社へ町営住宅の管理代行を行わせることができる規定を追加するものです。

代行業務の主な内容については、代行業務にて行うものとしましては、入居者の募集・決定に関する事、住宅の維持修繕に関する事、家賃・敷金の徴収、収納事務に関する事、明け渡し請求に関する事、収入状況の報告の請求に関する事が主な業務です。

次に、町が行うものとしましては、家賃の決定に関する事、家賃、敷金、その他金銭の請求に関する事、減免に関する事、法的措置等に関する事などが主な業務になります。

次に、管理代行委託計画戸数についてですが、全体の整備戸数は630戸で計画しておりますが、平成28年4月1日時点で見込んでいる管理代行導入時の予定戸数は542戸です。その内容については記載のとおりでございます。

2、町営住宅の名称と位置に関する規定の追加についてですが、山元町町営住宅条例第3条第2項の規定に基づき、町営住宅の名称と位置を2カ所追加するものであり、その名称及び位置については記載のとおりでございます。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

今後管理代行に移行しましても町が行う業務もあることから、担当職員を配置し、町に家賃や諸問題等で問い合わせがあった場合は管理代行先の住宅供給公社と調整を図りながら住民サービスが低下しないよう町でも対応してまいります。

以上で、議案第59号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。ありませんか。

2番岩佐哲也君の質疑を許します。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。配布資料のナンバー5の一番下ですね、代行業務の主な内容・範囲ということで、上から3行目になりますが、家賃、これは確認ですが、家賃・敷金の徴収、収納事務に関する事は代行業務が行うと。町のほうでは家賃、敷金、その他金銭の請求に関する事を行うと。請求は町が行い、収納は管理代行業務が行うという確認ですが、そういうことでよろしいんですね。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、代行業務の一番下に書いてある、家庭の収入状況の報告の請求に関することが代行業務が行うと。本来ならば、これは町が行って、金銭の請求を町がそれに基づいて行うということで、これは町が行ったほうがいいんじゃないかというような感じを受けるんですが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。これまで住宅供給公社と打ち合わせした中で、町でしたほうがいいのか、今議員さんのご指摘もありましたけれども、他市町村の状況を踏まえて、この内容で管理委託代行ということを考えております。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどの個人情報関係も含めて、そういった関連からいくと、各家庭の収入状況その他というのは町が管理して、代行のほうで管理するというのはちょっとおかしいんじゃないかなという感じがするんですが、その辺の問題は発生する危険性というか、そういうことはないんでしょうか。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。住宅供給公社のほうでも、その守秘義務というのが発生しておりますので、そこについては大丈夫だと思われまます。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。そうあってほしいと思いますが、そういう懸念もあるんじゃないかなということだけで、質問を終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。この町営住宅の管理関係、平成25年でしたっけ、1回定例会で提案され、時期尚早という判断の中で、災害公営住宅の入居は町が責任を持ってという形で2年前、1回、議会のほうで結論出して、今度は来年の4月1日に向けて結構整備ができて、それに対しての職員の対応とか含めて、これからの将来に向けて管理代行というのが必要だということで、当産建教育委員会でも2回、3回と調査・審議した内容になっています。その中でちょっと何点か不安な点、正直言って、私ら議員としても山元町としてはこの公社等に委託することがどういうふうになるかというのが結構不安な点、見えない点があります。そこら辺のやっぱり安心な形をお聞きしたいので確認いたします。

まず、ちょっと第1点として、既存住宅として140戸でしたっけ、本町の、結構古いですよ、年数含めて。そういう状況の中で、この修繕の関係も公社のほうに委託って、先ほど項目に入っていたんですが、そこら辺、町が入って修繕費、どこが必要だ、こうだという形になるんだらうけれども、そういう形の修繕の方針の決定とか、修繕に対しての対応というのはどういうふうな形で町が関与していくのかなと。そこら辺がちょっと見えないんですね。特に既存の古い、古いっちゃ、既存の築30年、40年たっている町営住宅の修繕に対して全面的に公社に委託というふうになるのか。いや、修繕するものは町できちんと修繕するのか、まず第1点、お聞きしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。今の修繕につきましては、供給公社への管理の修繕につきましては小規模修繕を予定しておりまして、ドア等建具の調整等の修繕を予定しております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それで、もう1点、大規模修繕はどうなるかまで、ちょっと答弁を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。大変失礼しました。今、町営住宅の大規模修繕につきましては、今ご指摘のとおり、建築年数が古くなっていることから、現在も町営住

宅の状況については調査しておりまして、今後、そろそろ大規模に修繕するようなところも見受けられております。そこにつきましては、今後役場のほうで、本庁のほうでその修繕計画というのは立てていかななくてはならないと思っております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。これから修繕というのは毎年毎年発生する事例なので、小規模、大規模の今管理の仕方というはお聞きしましたが、そこら辺、特に規模の大きい、修繕費がかかるような項目に関しては町が責任を持って対応するというふうに、まずこの第1点は理解します。

あと、第2点なんですけど、公社のほうに全面的に、全面じゃない、管理代行になると距離的なもの、県の住宅公社に委託するとなると公社と山元町の距離というのが、本当は隣町だら何かすぐ来てくれるような気がするんですけど、離れている場合の対応の仕方が心配で、当産建教育委員会の今回の閉会中の報告書の中にも、ここら辺の対応を、ちょっとした相談なり、町営住宅に関しての問題に関しては町が責任持って、やさしく含めて、これは町の仕事ではないから公営住宅の仕事じゃなくて、きちんとしたやっぱり全ての者に親切に対応できる窓口というか、人がいないと、何かこれは町ではない、これは公社だとか、そういう形になると私は大きく町民の不安もなるし、サービスの低下になるのかなと。そこら辺が一番の危惧なんです、心配事なんです。そこら辺の体制をもう少し明確にしてもらおうと、いろんな問題が発生したときの対応の、町で親切に対応できるような組織体制というのは整備できないものかどうかをお伺いしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在の管理の体制といたしましては、まちづくり整備課の施設管理班のほうで担当しておりまして、担当職員でその住宅担当というのは決めております。今後、4月以降につきましても、うちの担当職員がいなくなるということには、町の業務もありますし、今後宮城病院等もできた暁には、その入居手続等も出てきますので、4月以降につきましても担当職員を配置し、住民の皆様から要望等があった場合につきましては対応していきたいと思っております。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今の体制は、今課長が言われたように班体制の中できちんと対応してもらっていると思いますが、これが4月以降、半分公社に委託になると、何か責任が半分なくなったような形で対応してもらっては困るんですけどね。どこに責任あるかとしても、第一義的には町が責任持って町営住宅に対しての業務、極端な話、一番困るのはクレームだよ。クレーム処理とか、そういうのもやはり1回相談に来たら明確に町が対応し、それを公社に伝えるとか、そういう形の役割分担の中で親切な対応ができる、住民に不安が起きさないような組織というか、班体制、人員体制含めて、そこら辺が私ら産建教育委員会の中でも求めたいということ強く打ち出したんで、そこら辺、課長または課長がだめなら町長のほうでこの考え方、方針をお伺いしたいと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。齋藤議員からのご質問でございます。町営住宅であることにしましては管理代行を通っても変わりません。そういう意味において、町が住民の方々からいろいろな相談を受けるという部分については的確に対応し、また供給公社のほうとの連携もきっちり進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。そういう体制、方針の中でも、今はこれから4月に向けてという準備段階にもし議会で通ればなるんだらうから、そこら辺の住民サービスを低下をさせないような体制を明確にとるということを最後に町長、副町長では正直言って不安な

ので、最終決定者である町長にそこら辺の方針を少し明確に打ち出していただきたいと思います。以上です。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の住宅の管理代行制度の導入ということにつきましては、他の業務の委託もそうでございますけれども、やはり町とその委託先、受託してもらう先とやっぱりしっかりと機能分担をして、お互いにいい形でやるというようなことが大前提だろうというふうに思います。その大前提の上に立って、ご指摘のような、できるだけ住宅に入っている方々と顔の見える関係を維持しながら、少なくとも制度が変わったことによって何か少し最近サービス低下が感じられるというようなことのないように、しっかりと委託先のほうと連携をとりながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。一番下の代行業務の主な内容の中で代行業務にて行うものの4番目、明け渡し請求に関することとなっておりますけれども、これ単純に事情があってその住宅を出る、そういう単純なものなのか、それとも、いい例ではございませんけれども、家賃が滞納して出ていってくれと、そういったことに関する請求なのか、その辺の区別がちょっとわからないです。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。代行業務にて行うものの明け渡し請求につきましては、単純なものと想定しております。一応、町が行うもので今法的措置が必要と、そういうちょっと単純でないものにつきましては町のほうで行う予定としております。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第59号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第60号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の配布資料ナンバー6の条例議案の概要をご準備いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、東日本大震災の影響により消防団を取り巻く環境は激変しており、団員の確保についても大変厳しい状況にあります。今後の復興まちづくり

を進める中で当面は現下の情勢を反映した組織運営が必要であることから、組織及び定数の見直しを行うため、山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

1、改正の内容であります。消防団員の定数は第2条において400人と規定されておりますが、50人削減し、定数を350人に改正するものであります。

2の消防団組織、体制、定数の考え方ではありますが、資料の裏面をご覧いただきたいと思っております。左側が改正後の体制、右側が改正前の平成23年3月11日、震災前の体制となっております。

震災前の本町消防団は本部分団を含め7分団25班体制、実団員数は373人でありましたが、震災により第5分団及び第6分団内の消防班においては震災の影響により町内外への移転を余儀なくされた団員も多く、団員の急激な減少により消防団としての活動が厳しい状況となりました。このような状況にあることから、ことし4月1日から組織体制の暫定見直しを行い、第5分団の第1班上平と第2班磯を統合、第3班中浜と第4班新浜を統合、それに第6分団の第2班花釜東と第4班花釜西を統合し、3班減の22班体制とし、実団員数は315名となっております。また、今後の復興まちづくりとして新山下駅の行政区設置に伴う新たな消防班の設置として約15人、及び減少している消防団を補うため機能別消防団員の導入や新規隊員の確保など、約20名を見込み、条例定数を350人としております。

なお、補足説明させていただきますが、今後新市街地や町内への移転など復興が進み、また浜通りの行政区の見直しなどが完了した時点においては、改めて消防団全体の組織体制の見直しを行う必要があると考えております。

また、消防団員については、退職報償金制度や公務災害補償制度があり、毎年宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合に対し条例定数1人に対し2万1,500円を負担し、納付しているところでございます。実団員に合った条例定数に見直すことにより経費等の削減も図れるものと考えております。

本改正の施行期日につきましては、公布の日から適用するものであります。

以上をもって、議案第60号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

12番佐山富崇君の質疑を許します。

12番（佐山富崇君）はい、議長。最後に室長が説明した浜通り地区なりなんりの行政区がきちっとできた時点で消防団も配置見直しをするという話ですよね。そういう話からすると、町内移転の分があって、例えば磯の方が大平に行っていたと。あるいは山寺に行っていたという方であっても磯の、つまり第5分団の第1班っていうのかな、こういう形になるわけですか、具体的に。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。ただいま、佐山議員のほうからご質問がありました、磯の方が丘通りの行政区へ行った場合というふうなことなんですけれども、現在については、まだそのもとの磯浜の団員として現在は取り扱っております。ただ、今後、丘通りに移転された団員につきましては、やっぱりその地元とのコミュニティーというふうなこともございますので、今後見直しを行う中で丘通りの消防班へ移転といいますか、異

動がえというふうなことで対応していきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、さっき言ったとおり、その配置がえ、次の区のあいつができないうちはしないと言っている。その時点まではこのままでいると、こういうことですよね。それを聞いたんだから。どの時点でやるんだということを具体的にだからお答えくださいということを知っているんです。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。どの段階というふうな具体的な時期でございますけれども、今消防団本部会の中でもそのようなことで、今後どの時期だというふうなこともございますけれども、例えば、間もなく新市街地のほうでの行政区の設置というふうなこともございますので、そういうふうな時折々、節目の中で早い段階で対応していきたいというふうに考えております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。全然今の答弁では、私、意味がわかりません。今の答弁を私なりに解釈をすれば、その折々にしていきますからと。つまり、いつとは言えませんと、そういうふういきり聞こえなかったんですが、そういうふうに理解していいのかな。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。いつというふうなことで、私らも消防団本部の事務局というふうなことでございますので、消防団の幹部の方々に地域、班の実情などを踏まえながら早く、そういうふうな異動された、転居された方については、その班に早目になじんでいただけるような対応をとっていきたいというふうに考えておりますので、そういうふうなものを踏まえながら消防団幹部と協議しながら早急に対応してまいりたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。何、答弁するごとにわがんなくなるんだね。ですから、言ったのは、時期はできないと、言えないと、私さっき言ったのはそういうふうには言ったんです。時期はできないと。その折々にやっていきますと、そういうふうに理解していいんですか？ つかつたら、またごちゃごちゃとお話しになったんで、またまた理解できなくなってきたんですが、改めてお伺いします。例えば、今度のこの条例で400人条例定数が350にすると。これは、この数字ですからはっきりしているんでわかります。で、その実団員数ということで、この第1分団から第6分団まで各班ごとに員数も入ってます。員数も入ってる。これが例えば現在移転つづが、あるいはみなし、あれだな、仮設に行ってるのだから皆見ても、この員数は間違いなくいるの、それの浜の班に。例えば第5分団の1班、第2班、つまり1班は上平と磯、それから2班が中浜と新浜と先ほどの説明では伺いました。そういうことで、中浜と磯の方々が散り散りになっていても16人は団員として確保されているんですね。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、佐山議員からお話がありましたように、実際の団員としてこの班の中に所属していると。ただ、町内とかそういうふうな方で実際、その地元には残っている方はごくわずかではございますが、仮設とか町内への中で存在している団員であります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまり、地元にはいないがというのは、地元というのは山元町を含めて言っているんでしょう、地元というのは。それを聞きたいの。

あと、んだがら町外に出ている方は何人で、山元町にいる方は何人か、それだけお聞かせください。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。例えば、例として例えば5-1というふうなことで上平と磯がですね。（「いやいや、私聞いているのは第2班の中浜と新浜の団員のことを聞いて

ている、この16人を聞いているんです。その内訳」の声あり)

はい。それでは、中浜、新浜の5-2の人数でございますけれども、実団員数16名というふうなことで、町内に居住している方が10名、町外、みなしとか、そういうふうな形で町外に行っている方が6名というふうなことでございます。

12番(佐山富崇君) はい、議長。よく理解できました。町外が6名、町内が10名ね。はい、結構なことでありまして。終わります。それぐらいの数字だったら結構です。

そういうことで、改めて申し上げておきますが、早急に、できればここ1年以内ぐらいにだね、見直ししないとイケない。その地区にいないのに私は磯の団員です、あるいは中浜の団員ですって言うていたんでは、その人、その地区で浮き上がってしまう、その団員の方々は。極力これは住んでいる地区の団員として登録してもらおうようにしないと、かわいそうと言うてはおかしいけども、団員として浮いてしまうんだね。そのところ十分認識を深めていただきたいということを申し上げて私の質疑を終わります。

議長(阿部均君) ほかに質疑はありませんか。

10番(岩佐隆君) はい、議長。今回の条例の提案の中で暫定的に、今の室長の説明だと暫定的に変えていくというお話です。今同僚議員からもいろいろ質問あったんで、私のほうからは基本の関係のお話をしたいなと思います。

この条例を改正する、あるいは団員の定数を決めるときに、どういう考え方のもとに決めていくのかということ、例えば人口とか、あと面積、あるいは町のいろいろな状況、あるいは今までの経緯的なもの、そういった組織されたもの、いろいろ勘案されてこれから暫定の整備で今回の条例、あるいは暫定ということであれば本整備という形で、今同僚議員からも早急にという話も出たんで、早急に整備する必要はあつかなあと思うんですけども、その辺の基本的な考え方で、山元町の消防団の組織の考え方もあると思うし、あるいはほかの市町村の、この定数を決めるときの考え方だったり、あるいは班編成の考え方もあるんでね、それも含めてお話をさせていただきたいなと思います。

危機管理室長(佐藤兵吉君) はい、議長。消防団の定数のその考え方というふうなことなんですけれども、山元町の消防団については今400名ということで、昭和43年ごろから400名というふうな団員数かというふうな記憶しております。

消防団の団員数のその考え方というふうなものにつきましては、消防力の基準というふうな指針がございまして、その中で、これまで平成26年、昨年度改正になったわけなんですけど、それまでについては、例えばポンプの所有する台数に対して人数何名とか、それから大規模な災害時の避難誘導に必要な人数というふうなことで、小学校の可住面積を基準にとかっていうふうな詳しい、細かい数字があつたわけなんですけれども、今回の改正、平成26年の改正によりまして、その明確な定数の根拠というふうなものはなくなりまして、例えば火災の鎮圧とか救助、大規模災害時の住民の誘導など、その団の業務を行うために必要な人数、また地域性や歴史的な背景など、町、地域実情に合った人数というふうなことで改正されております。以上でございます。

10番(岩佐隆君) はい、議長。私が言ったように、やっぱり人口だったり、面積だったり、町の状況、それを勘案した中で組織として定数を決めていきなさいということなんです。そういうふうな考えると、山元町の適正な規模というのはどのくらいに見ていくのかということが非常に大事なかなと思うんです。震災で非常に沿岸部の住民の人たちが人口的に減ってきたとか、あと全体の住宅の張りつけ等も大分変わってきているという現

状もありますので、その辺を勘案してね、現時点では350人で推移すると。

ただ、これからどの推移を見ながら考えていくのかということと、あともう一つは、先ほどこの提案の説明の中でもあったように、やはり団員の確保の問題、それも私はあると思うんですよ。ただ、今の本当に暫定的な部分で考えるとね、やはり町外にいらっしゃる団員の皆さん、実質はなかなかやっぱり活動できないということが勘案されると思いますので、それらも考えた中で、やはり条例の定数を、条例というか、今回の条例改正の中での定数というのを考えていくべきだなと思うんですね。その辺で、今の時点で消防団の皆さんのお話を聞くというのが、これは必要でありますけれども、ただ町としてどういう形でこの危機管理の中で災害を考えた中での定数の配備をしていくのか。それとあわせて、団員の確保で、この人口から見てどのくらいの確保をしていけばいいのか、その辺は私は十分にね、暫定的な今回の考え方であってもね、これから本定数に向けて十分に考えていく必要があるのかなと思いますので、その辺のちょっと考え方とか、あと見通し、あと現在の状況も含めてちょっと答弁いただければなと思います。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、団員の今後の考え方とかというふうなご質問でございますけれども、これまでの消防団の各班の経緯というふうなのがございまして、15名、平均的には1班当たり15名が平均の団員数というふうなことでございます。ただ、場合によっては18名とかというふうな、その行政区の広さ、人口等によってもばらばらというふうなのが現状でございます。今後につきましては、その適正な消防団員数というふうなもの全体数を踏まえながら各行政区の見直しなど、そういうふうなものを踏まえまして、その世帯数、それからその班の所管する面積なども踏まえて検討をしていきたいというふうに考えております。

ちなみに、県内の消防団全体を見ますと、消防団員1人当たりが担当する人数というふうなもの、これを見ますと、県平均では1人当たり大体112名というふうな人数になっております。山元町を考えますと、1万3,000に対して310数名というふうになりますと1人当たり40名というふうな人数で、平均よりも1人当たりの抱える住民数が少ないというふうな数字なんかもありますが、こういうふうなものが一概にこれで山元町は、んで、もっと減らしてもいいんじゃないかというふうには言えないかと思っておりますので、そういうふうなこれまでの経緯、経過、そういうふうなものも踏まえて適正な人数というふうなものを検討してまいりたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今課長がおっしゃったように、実際にはやっぱりある程度の基準もあったり、あとやっぱり先ほど言ったように、全体のやっぱり町のその地理的な状況、あと災害時の対応の中でどういう形で班編成をしていんか。いろいろの課題も残ると思います。ただ、やはり災害から4年と一応6カ月を超しているということなんで、やはり暫定でって考えていくということも1つですけれども、やはり今ちょっと話をしたように、班の中でも実際に丘通りの分団についてはずっと残っているんでね。考え方によっては浜通りの分団の分とか、あと新市街地の分、それをどう考えていくかということだと思っておりますけれども、ただその改正だけでなくてね、やはり丘通りも含めて全体のやっぱり人数をどう考えていくのかね、班も含めて。そこを今度の本当の改正の中できちっとやっぱり考えていくということと、あとやはり同僚議員も言ったように、人数が大分少なくなってきたということも、団員の確保の体制も大変だということの中で、やはり早く本改正にしていくべきだと思いますのでね、ここ暫定の改正から1年

くらいをめどに、きちっと改正できるように現課のほうでもきちっとやっぱり体制づくりをするということと、あと町長含めた執行部のほうでも、それに向けてきちっと指揮を高めながら指示をしていくという形で団員内のそういった議論も見て、十分な対応をしていただけるようお願いをしたいなと思いますので、その辺については最後に町長からお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の消防を中心とした安全・安心体制をいかに再構築していくかというようなことと、先ほど来から担当室長のほうからるお答えしている中でもわかるとおり、昭和43年からの定数できているというふうな中で、町が置かれたこの間の変化というもの、あるいはいろんな面で施策をしながら議員ご指摘のような整理なり対応をしていく必要があるんじゃないのかなと基本的には思います。

具体的には、昭和43年以降に常備消防というものが、これが新たに整備されてきているというような部分もございますし、それから町としても、たしか平成7年をピークにして人口減少、今回の震災でのさらにその人口減少が加速をしていると。大震災での町の土地利用の変化、まちづくりの変化というふうなものもございますので、こういうふうな部分と町が置かれている、どういうふうな災害にどの程度安全・安心を確保するために体制づくりをしていったらいいのかというふうな、この辺の兼ね合いをしっかりと見きわめながら、他の自治体の取り組みなどを参考にしながら、あるべき姿をできるだけ早目に再構築していけるように取り組んでまいりたいなというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第60号山元町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後0時07分 休 憩

午後1時15分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）日程第8．議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第61号平成27年度 社総交（復興）請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料ナンバー7にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要についてご説明申し上げます。

町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

各項目及び内容について説明させていただきます。

契約の目的としましては、平成27年度社総交（復興）請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事でございます。

契約の方法につきましては、随意契約でございます。なお、随意契約とした理由を申し上げますと、本工事は町道高瀬笠野線とJR常磐線新ルートが交差する部分をアンダーパスとして整備している工事でございますが、JR交差区間につきましては町からJR東日本に工事を委託しておまして、現在工事を実施しております。本工事で施工するU型擁壁、こちらは現在JR東日本に委託し、施工中のボックスカルバート及びU型擁壁に接続するものでございまして、JR委託部分のU型擁壁と一体構造でございます。そのため別の業者の施工では構造物の品質管理の責任等所在が不明瞭になるという問題がございます。また、仮設資材も共用し、取り扱いも複雑になり、また工事進入路が1カ所であることや施工ヤードも限られていることから複数業者での施工は困難と考えます。よって、JR東日本委託箇所の施工業者である鉄建建設株式会社東北支店を契約先として選定いたしました。

契約金額といたしましては、3億4,992万円、こちらは消費税を含むものでございます。落札率は98.16パーセントとなります。

契約の相手方ですが、仙台市青葉区本町一丁目12番7号、鉄建建設株式会社東北支店執行役員支店長高橋昭宏でございます。

工事の場所につきましては、山元町高瀬地内、次ページ地図をご覧ください。こちら山元町中央部、町道高瀬笠野線とJR常磐線の新ルート、こちらの交差部、延長240メートルの区間が施工位置となっております。

議案の概要にお戻り願います。

工事の概要につきましては、施工延長240メートル、全幅7メートルの道路幅員5.5メートルになってございます。

なお、工事概要につきましては、別紙平面図、2ページ後ろのほうをご覧くださいければと思います。

こちら平面図に示しております、緑で着色しておりますJR常磐線の新ルート中央を下から上に常磐線が走っておりますが、こちらをアンダーパスする計画の工事でございますが、今回発注しておりますのは先行して工事しているJR東日本で施工しております、ちょうどこの緑の部分に係るボックスカルバート及びU型擁壁に接続する赤色で着色している区間でございます。こちら場所はU型擁壁工ということで、こちらの標準横断図のほうに示しておりますコンクリート構造物、車道と歩道を擁壁で押さえるような形の構造になっておりますが、こちらの延長135.7メートル及びこの施工に伴いま

して発生します切土工6, 300立米、盛土工1, 800立米及びU型擁壁とボックスカルバート内の、こちら車道及び歩道の舗装並びに防護柵、こちら及び転落防止柵や側溝ということになってございます。

議案の概要にお戻り願います。

詳細な推移は、こちらの概要に示すとおりでございます。

工費といたしましては、採決された日の翌日から平成28年3月31日までということでございます。

以上で、議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜われますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

7番齋藤慶治君の質疑を許します。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。施工の関係でちょっと確認したかったんですが、ここは本町においては珍しい鉄道の少し下を通るという形の設計なんです、排水対策関係がちょっとこう見ると、この工事費の概要には載ってなかったんですが、色の着色見ると排水経路みたいのが色はついてると推定はされるんですが、こちら辺、道路が低くなった分、排水対策というのは十分考慮されていると思うんですが、再確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら排水対策といたしましては、こちらの平面図の右側上に上って斜め上、方向でいうと北方向に向かって排水系統が描いていると思うんですが、こちら高瀬川のほうに排水する計画でございまして、こちらアンダーパスの一番低いところよりも低い箇所に排出する形で自然流下で考えてございます。

ただ、水位が上がったり想定以上の降雨等も降ることも考えられますので、そちらのほうにつきましては、ポンプ等を今後設置等を検討しまして排水対策のほうは考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今、結構大雨含めて排水、ましてここは避難道路的な位置づけもありますので、せっかく来たら水深が1メートルぐらいあってだめだというふうになっては困るので、逆にそういう設計になっているんだら、最後のほうの維持管理のほうもきちんとした対応をとって建築に当たられたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今の続きなんです、高瀬笠野線のその隧道の一番低い面と高瀬川の排水面の上辺、どの辺ぐらいの違いあるのか、ちょっと教えてください。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。アンダーパスの一番低いところで標高、高さが1.334となっておりまして、高瀬川の排水計画位置が1.123ということで、こちら長さがおよそ100メートル離れている箇所に排出する計画でございまして、流水勾配も1.5パーセント確保しているということから排水については問題ないというふうに考えてございます。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。再度伺いますがね、この高瀬川の1.123という水位のどこね、高瀬川の水位が、何ていうのか、川の土手の高さ比べると、どのくらい下がったところが1.123なんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら流末位置で、その高瀬川の底盤位置より、その位置の箇所、排水路の底盤が0.06ということから、およそ1メートル程度、1.

0.6ほど高い位置、その河床の底盤より1メートル程度高い位置に排水する計画になっておまして、それで、もしそれ以上水位が上がったときには、フラットゲートといいまして、逆流しない弁が塞がるような形の計画になっておりますので、まず常時は、通常流下という形で自然流下で流すというふうに考えておまして、もし水が吐き出すところより上がった場合には、プラスチックゲートという塞がるゲートをつけておりますので、それで塞がった形になって、ポンプで内側から排水するという計画になってございます。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。この排水口の近くに私の田んぼがあるんですが、毎年大雨降れば毎年ですよ、稲が完全にくぐるんですからね、あの高瀬川から逆流して。そして、国道のローソンあるところから笠野におりてぐ農道あるんですが、あの農道を越えて、その高瀬川の水は笠野のほうさ流れていくんですよ、毎年必ずあるんだから、それ。そういう条件下でこれをまたやって、本当にこの道路が、先ほど慶治君心配してたんだげともね、避難道路にもなつてつとこがね、もし雨んとき避難道路なんて浸かったら本当に大変じゃないかなと、余計な心配かどうかわかりませんが、心配なもので質問してるんですが。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちら、今おっしゃっている心配も、確かに全体としての排水計画という問題もあるかと思えます。それで、そちらのほうの排水対策というのもある中で、さらにこのアンダーパス、こちらの利用についても大雨時大丈夫かというお話も確かにあるかと思えます。これにつきましては、まずポンプで当然内水というか、たまった水を吐くという対策と、あとどうしてもアンダーパスという性質上、降雨量によっては通行どめにしなきゃいけないというようなケースも出てきまして、ただそういった降雨の状況というのは、あたりが冠水するような大雨時なので、そこまで行く状況等もいろいろルート等の避難する際の検討計画とあわせて考えていく必要があるのではないかというふうに思います。以上でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。信用しないわけではないんですがね、毎年大丈夫だ、大丈夫だって言われた田んぼが毎年そのようになっているんですよ。そして、被害出たとき、想定外だったと言われるのが、いっぱい心配な点があります。契約してしまったんだ、何ぼ仮契約とはいえどもね、したのかもしれませんが、今後に対して管理、十分やってほしいということと、もし直せるんだったらもう少しできないかなという思いをお伝えします。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。じゃ、私のほうから今後藤議員のおっしゃっている、高瀬川そのものの話が非常に心配だというふうな話が出ましたので、補足しましてお話しさせていただきたいと。

ご承知のとおり、農免農道から上流部分については、今般、農水省のほうで直轄で直してございます。そこから上流部、後藤議員が指摘されるところの区間については、亘理土地改良区の所管する排水路というふうな位置づけになっています。今年度、高瀬川についても改良区のほうで浚渫するというふうな話もいただいていますし、やっぱりご心配なのは、土砂がたまると、その分断面が確保できなくなるというふうなものがありますので、これらについては定期的な維持浚渫を施しながら排水断面の確保を図りながら、今般の復興整備のほうで対応する排水路についても、あわせて対応してまいりたいというふうなことで考えております。よろしく申し上げます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。今の説明ですと、今回の契約と関係なく、高瀬川の水位を余り上がらないように計画しているからあんまり心配しないでというような説明だったと思います。そういうことで了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。簡単なことだけちょっとお伺いします。1点だけ。先ほどフラップゲートの話がされましたけれども、逆流しないようにということなんで、その辺を詳しくちょっと説明していただけますか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今質問がございますフラップゲートというのは常時、先ほど排水する高瀬川の用水路のほうに水が流れるときは倒れて出てくる、水が流れる形。ただ、用水路の水位が上がったときには、逆にすると今度、水位が上がった場合にはアンダーパスに逆流したら困るので、水位が上がった場合には塞がる構造のゲートのことをフラップゲートという形で呼ばれておりまして、そちらを施工するという計画でございます。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、樋門形式のやつで想定していればいいんですね。そうすると今度水位の高さ。例えばそういう樋門だと高さ、高潮のときに入ってこないようにする、上がる、戻るときに逆流しない、そのような形で、これは何基つける予定なんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらの平面図で示してございます位置、ちょうど右斜め前に上がっていくところなんですけど、こちら1カ所で排水するというわけでござります。以上でござります。

1番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、1基だけということで、それで水位が上がってもきちんとなると、支障はないと、そういうふうに理解していいわけですね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。常時排水が今のような形で流して、雨が降った場合、もしくは水が負けた場合、こちら水位標とかつけてポンプ等を稼働させる計画でおりますので、そちらの場合、負けた場合にはポンプを稼働させて流すような計画で現在考えてござります。以上でござります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第61号平成27年度 社総交（復興）請2号 町道4184号高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 9．議案第 6 2 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第 6 2 号平成 2 6 年度 復興交付金事業 町道 2 8 号上平磯線道路改良工事（その 1）請負契約の変更についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料ナンバー 8 にて説明いたしますので、ご覧願います。

議案の内容についてご説明申し上げます。

町道 2 8 号上平磯線道路改良工事（その 1）請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

各項目及び内容について説明させていただきます。

契約の内容としましては、平成 2 6 年度復興交付金事業町道 2 8 号上平磯線道路改良工事（その 1）でございます。

契約金額につきましては、現契約金額が 1 億 3, 5 0 0 万円（消費税を含むもの）から変更契約といたしまして 1 億 4, 8 1 4 万 5, 7 6 0 円に変更するもので、増額分といたしましては 1, 3 1 4 万 5, 7 6 0 円（消費税を含むもの）でございます。

契約の相手方は、仙台市青葉区上杉一丁目 6 番 1 1 号、株式会社大林組東北支店常務執行役員支店長高槻幹雄でございます。

工事の場所につきましては、山元町磯地内ということで、1 ページ、位置図をご覧くださいいただければと思います。こちら、常磐線新ルートと町道上平磯線交差部で上記、赤い印をつけたところでございます。

議案の概要にお戻りいただきたいと思えます。

工事の概要といたしましては、こちら、行ったり来たりで申しわけないんですが、再度、次ページの図で説明させていただきたいと思えます。

変更の概要としましては、まず土工事で、補強土断面図、こちらの右側の真ん中に書いてあります補強盛土断面図をご覧くださいと思いますが、こちらに示す赤い着色部、こちらが掘削断面となっております。当初、こちらの掘削断面の土砂が土砂掘削で 1, 7 0 0 立米設計で計画しておりましたが、現場を実際掘削したところ、土質条件の相違が確認され、その結果、土砂掘削は 9 0 立米、軟岩掘削が 1, 6 0 0 立米に変更したものでございます。その他、J R 東日本との協議の結果、鉄道の運行の安全性を考慮する必要があるということから、こちら附帯工、こちら側面図の赤く着色したところでございますが、こちら全体の構造物の中の着色された箇所、こちらに剥離防止材という、コンクリートが剥がれて落ちるのを防ぐ材料、こちらを 3 2 1 立米増工、また下の補強盛土断面図、こちらのほうに横に層状で補強材を入れておりますが、こちら土が陥没等をして J R の走行に支障を来すのを防ぐ目的で補強材ジオグリッド及び層厚管理材ジオネット 5 2 9 平米を増工するような形で今回、内容の変更がございました。

前ページの議案の概要にお戻り願います。

詳細な変更内容は、こちらの工事の概要に示すとおりでございます。

工期につきましては、平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日まで。

変更理由としましては、現場を掘削したところ、当初設計の土質条件と相違が確認さ

れたこと、また工事発注後においてJR東日本と施工協議を行ったところ、鉄道の安全な運行確保の観点から門型カルバートの施工に伴う埋め戻し、掘削埋め戻し部に補強盛土材を施工すること及びカルバート工の上部コンクリート内に剝離防止剤を投入することとしたためということでございます。

議決経緯といたしましては、平成26年第4回山元町議会定例会議案第61号となっております。

以上で、議案第62号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第62号平成26年度 復興交付金事業 町道28号上平磯線道路改良工事（その1）請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。では、議案第63号平成25年度 債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の変更について説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料ナンバー9でご説明いたしますので、ご覧ください。

本案件は、磯浜漁港施設災害復旧工事の請負契約の一部に変更が生じたことから、議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、主な事項と内容を説明させていただきます。

契約の目的は、平成25年度債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事です。

契約の相手方は、仙台市青葉区所在の東洋建設株式会社東北支店執行役員支店長田中啓之でございます。

契約金額は、現契約額が8億5,065万1,650円、消費税を含みます。変更契約額が8億3,439万4,410円、消費税を含みます。減額が1,625万7,240円、消費税を含みます。

工事の場所は、山元町坂元字浜崎です。

工事の概要につきましては、裏面の別紙となりますので、ご覧ください。

主な変更点ですが、臨港道路については舗装工と排水構造物工の数量が減工となっております。北防砂堤についても上部工と舗装工が減工となっております。

概要にお戻りください。

工期は、平成25年6月19日から平成28年2月29日までで変更はありません。

変更理由は、臨港道路については2ページ目の平面図をご覧ください。

赤枠が当該災害復旧工事の施工範囲となり、青枠が別途実施している海岸保全施設の堤防工事の施工範囲となります。赤枠と青枠が重なる部分の道路を災害復旧工事で施工を予定していましたが、施工時期等の調整により海岸保全施設の堤防工事で実施することとなったため災害復旧工事から減工となりました。

北防砂堤については、3ページ目の標準断面図をご覧ください。

黄色い着色部分の上部工と舗装工を当該災害復旧工事において施工予定でしたが、国土交通省が行う海中瓦れきの物揚げ場として利用しており、復旧については国が行うことになったので減工となりました。

概要のページにお戻りください。

議決経緯は、記載のとおりです。

以上で、議案第63号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第63号平成平成25年度 債務負担行為 磯浜漁港施設災害復旧工事請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第64号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第64号和解についてご説明申し上げます。

配布資料のナンバー10をもってご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、提案理由でありますけれども、次のとおり業務委託料等請求調停事件に関しまして和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、内容でございますけれども、1として、この調停事件の相手方でありまして、仙台市青葉区の株式会社東北地域環境研究室であります。

事件の番号といたしましては、仙台簡易裁判所に申し立てられておりますが、平成26年（第116号）業務委託料等請求調停事件であります。調停の申し立てが平成26年4月1日でございます。

請求内容でございますが、相手方からの請求として789万7,000円とこれに伴う支払遅延金、年5パーセントの請求であります。内訳といたしましては、業務委託料の全体の契約額のうち前払いを除いた残額691万円、それに契約保証金を合わせて納入しておりますので、その返還額として98万7,000円の内訳であります。

5番といたしまして、事件の概要でありますけれども、この対象となっている業務委託の内容につきましては、業務名が平成24年地振委1号山元町農産物等直売所ほか建設事業基本計画策定業務委託であります。

契約日は平成24年の11月27日でありまして、履行期間がこの同年11月28日から翌年の平成25年8月30日までであります。

契約額が987万円であります。このうち前払いが295万9,950円、これは平成24年の12月14日支払い済みであります。

あわせて、契約に伴って相手方から納入されている契約保証金が98万7,000円、これについては平成24年の11月27日に相手方から納入済みであります。

次に、この調停事件に至った端緒であります。この契約の内容につきまして、町のほうとして業務委託を点検、そして内容の確認をしている中で、報告書の内容に不備、提案計画内容に具体性が乏しく、根拠がないものがあるというようなもののため、再三修正指示を行ってまいりましたが、履行期限まで仕様を満たした報告書が提出されず、その後も完成の見込みがないというようなことで、委託契約条項に基づきまして契約解除をすることで相手方と協議をいたしました。しかしながら、相手方も弁護士を入れて、町のほうとしてもやりとりをいたしましたけれども、平成25年の10月の20日、契約解除の通告を進展しないためにいたしました、町としてですね。相手方については、これを無効だと主張しまして、平成26年の4月4日付で調停を打ち切って仙台簡易裁判所のほうに、この前払い以外の残額と支払遅延金を求める調停等の申し立てをしてきたものであります。

裏面に参りまして、6番として裁判所からの調停案と町の対応ということでございますが、平成27年7月23日開催をした計8回目の調停において、裁判所のほうから相手方の請求額789万7,000円に対しまして町のほうでは254万500円を支払って、また相手方はその差額535万6,950円と支払遅延金の請求を放棄すると。一切の清算することによって本件を解決することが相当であるという調停案が示されたため、係争の今後の展開等を総合的に判断いたしまして、調停案を受け入れるべく和解について今回、提案するものであります。

示された調停条項については、次のとおりであります。

まず、1番といたしまして、委託契約そのものについては、町が通告していたとおり、

平成25年10月2日をもって契約解除して、まずこの契約は終了したということを確認すると。それから、2番目に、町はその解決金として254万5000円を支払うと。この積算基礎につきましては、表に整理をいたしておりますが、①の契約金額987万円と、それから②契約保証金987万円を足した③の合計額1,085万7,000円です。これのおおむね5割というのが④として裁判所の調停案として示されたものが550万円という額であります。この550万円から⑤の既に支払いを終えている前払い金295万9,950円を差引いて、最終的には⑥の解決金254万5000円という残額の支払いになります。この内訳といたしましては、備考欄に記載しておりますけれども、和解解決金といたしまして197万5,050円、それから98万7,000円の契約保証金のうち相手方に56万5,000円を戻すというような内容の内訳でございます。

下の欄外に米印で記載しておりますけれども、98万7,000円から56万5,000円を引いた残額42万2,000円につきましては、地方自治法の規定に基づいて町に帰属するという内容であります。

それから、3番目に、裁判所のほうから示されたのは、この相手方、申し立てをした相手方については、町が支払う上記の解決金以外の差額535万6,950円と支払遅延金年5パーセントの請求はもう放棄すると。

それから、4番目として、以上よって本件に関する一切を清算することをお互いに確認する。

そして、最後に、これまで要した調停費用につきましては、各自の負担とするということでございます。この5番目の、これまでに要した調停費用といたしまして、参考として、町といたしましては町の委任弁護士に対しまして、委任契約に基づいて経済的な利益の10パーセントというような規定がございますので、町が支払わないで済んだ額535万6,950円の10パーセントと、それに消費税を加えた57万8,550円を負担するというようなことになります。

和解の内容については以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第64号和解ついて採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第65号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第65号平成27年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。あわせまして、補正予算附属資料説明書もお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ51億1,252万9,000円を追加いたしまして、総額を384億8,358万3,000円とするものがございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為の補正も行っているところでございます。

それでは、歳出予算のほうから順次ご説明をさせていただきます。10ページのほうをお開きいただければと思います。

まず、人件費についてご説明をさせていただきたいと思っております。第1款議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴うものでございます。当初予算は1月1日現在の人員に合わせまして人件費を組んでおりますが、その後人事異動等がございましたので、8月1日現在の人員で置きかえているものでございます。以下、同じ考え方で人件費を割り振っておりますので、詳細については説明を省略させていただきたいというふうに思います。

それでは、人件費以外について順次ご説明をさせていただきます。

まず、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目の財産管理費につきまして、積立金を33億4,097万5,000円計上してございます。こちらにつきましては、決算総括等々の際にもご説明をさせていただいたところではありますが、改めてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

復興交付金事業や町独自の津波被災住宅再建事業などにおける予算の繰り越しにつきましてですが、その財源としての基金繰入金も、もう既に収入が入っているということで、未収入特定財源ということでは認められないということになってございまして、繰越事業分も基金から財源を繰り入れした上で次年度に繰り越す必要がございます。しかしながら、繰越額はあくまでも予算ということでございますので、実際の事業決算額と乖離が出てまいります。その結果、不用額が生じるという形になります。このため事業費が減少した分につきましては、過剰に基金を繰り入れるという結果になりますが、原則繰越予算額につきましては補正ができないということで、過剰繰入分については決算におきまして剰余金という形になりまして、最終的には財政調整基金に積み上がるという形になります。そのため決算が固まりました時点で翌年度の予算という形になります。平成27年度、今回になりますが、におきまして前年度平成26年度の繰越事業の過剰繰入金を基金に返納と、いわゆる積み立てをするというようなことでございます。ですので、説明欄のほうにも平成26年度繰越事業精算分という形で説明書きを入れさせていただいたというような内容になってございます。

次に、第6目企画費でございます。負担金補助及び交付金を230万円計上してございます。こちらにつきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用しま

して、新たに整備する花釜区生活センターの備品を購入するものでございます。財源につきましても、全額諸収入という形になってございます。

次に、第11目諸費でございます。まず、委託料、それから次ページにちょっと行っていただいて申しわけないんですが、補償補填及び賠償金、合わせて255万5,000円計上しております。こちらにつきましても、ただいま和解についてということで議案議決いただいたところでございますが、農水産物直売所の業務委託契約解除に係る調停に伴う弁護士費用及び和解解決金という形になってございます。

また、10ページの一番下段の負担金補助及び交付金ということで24万2,000円計上してございますが、こちらにつきましてもは驚足公会堂改修工事のために必要な経費を補助する内容となっております。

議案書の11ページを改めてお開き願います。

次に、第18目防犯対策費でございます。こちらにも負担金補助及び交付金ということで55万円計上しております。こちらにつきましてもは、各行政区に交付する防犯灯維持管理補助金に不足が生じたということで補正をするものでございます。

次に、第3項戸籍住民基本台帳費第1目戸籍住民基本台帳費でございます。こちら、ちょっと人件費の補正も入っておりますので、ちょっとわかりづらいところはございますが、人件費の補正分を除きまして、合わせて681万2,000円計上しているところでございます。こちらにつきましてもは、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお開きいただければと思っております。

内容といたしましては、いわゆる番号法と呼ばれる法律の施行に当たりまして、個人番号の通知カードが10月から交付されます。これを受けまして、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と呼ばれる、こういったマイナンバー関係の総括をする団体があるんですが、そちらに対する負担金ですとか、住民の方が住所変更があった場合に個人番号通知カードに裏書き、免許証のイメージを持っていただければよろしいかと思っておりますが、住所を裏書きするというので、そのための印字システムを購入するものでございます。財源につきましてもは、国庫補助金が498万円という中身になってございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、12ページをお開きいただければというふうになります。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。

こちらにつきましてもは、繰出金ということで、国民健康保険事業特別会計繰出金を増額してございます。こちらにつきましてもは、これ人件費の関係でございますが、国保特会で人件費を措置している職員に係る人事異動がございました関係で、一般会計から繰入額を増額しているという内容になってございます。

反対に、次の老人福祉費の繰出金をご覧いただきたいと思うんですが、逆に介護保険事業特別会計繰出金のほうは700万円ほどの減額ということで、こちら先ほど国保で説明申し上げた人件費の関係で、こちらは逆に人事異動の結果、繰り出しを減らしたというような中身になっているものでございます。

それから、同じ老人福祉費の第19節の負担金関係でございますが、後期高齢者医療制度の関係での負担金の増ということになってございます。こちらにつきましてもは、

平成26年4月から実施しております後期高齢者医療の一部負担金免除に係る町負担分というような中身になっているものがございます。

次に、13ページは飛ばしまして、14ページをお開きいただければというふうに思います。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費でございます。第3目の農業振興費につきまして、合わせて20万円計上しております。こちらにつきましては、農地中間管理機構の委託を受けまして山元東部地区などの農地集積を促進する事業を実施するものがございます。財源といたしましては全額諸収入という形になっているものがございます。

次に、第9目農業復興推進費でございます。合わせて223万5,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いましてご説明をさせていただきます。

4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

こちら事業の内容といたしましては、農林水産業者、流通業者、食品事業者等のネットワークを形成するとともに事業者間のマッチングを促進し、新商品の開発、販路の開拓等の取り組みを行うほか、6次産業化を推進するためのプロジェクトリーダーの養成に取り組むものとなっております。詳細につきましては、附属資料のほうに記載ございますので、こちらをご参考にしていただければよろしいかなというふうに思います。財源につきましては、県補助金が70万7,000円ということになってございます。

議案書のほうにお戻りいただきまして、15ページをお開きいただければと思います。

続きまして、第7款商工費第1項商工費でございます。第4目商工復興推進費につきまして役務費6万5,000円ということで計上してございます。こちらにつきましては、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区の商業用地に立地を予定しております各事業者と、事業用定期借地権契約に当たりまして公正証書を作成しなければならないということで、その公正証書作成に要する経費となっております。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費でございます。第1目道路維持費につきまして委託料を610万円、第2目の道路新設改良費につきまして委託料を883万円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いまして順次説明をしてみたいというふうに思います。

6ページをお開きいただければというふうに思います。

この道路維持費、それから道路新設改良費についてですが、今回の補正の経緯としましては、一般質問等々でもいろいろとお話しいただきましたが、町民懇談会の席上でいろいろな形で要望なり、意見なりが寄せられていると。そういったことを踏まえまして、全てを一気にやることは当然できないわけですが、順次やっていくということで今回、一部の経費について予算を計上させていただいたという中身になってございます。

まず、道路維持費につきましては、若干繰り返しになりますが、ことし4月以降の町民懇談会ですとか、各行政区等から道路維持修繕、それから安全施設等についてご意見、ご要望が多いということや、震災の影響によりまして急激に増加している土取り場から往来するダンプの影響によりまして、その走行路線となっている路面の損傷が激しく、同じく町民懇談会などの場面において多数の苦情が寄せられたというようなことを受けまして、その道路維持修繕に要する経費、それから土取り場ルートの路面パトロールに

要する経費を追加措置する内容となっております。具体的な施工位置等については、附属資料の7ページに記載がございますので、参考にいただければと思います。

続きまして、同じく附属資料の8ページをお開きいただければと思います。

次に、道路新設改良費についてでございますが、こちらにつきましても町民懇談会、それから各行政区等から今度、道路改良等に対するご意見、ご要望が多かったということを受けまして、新設改良となりますと急に公函というわけにはいきませんので、まず測量なりその準備が必要だということもございましたので、来年度以降工事に着手できるように今回、測量設計費を計上するという内容になってございます。

具体の工事内容でございますが、鷺足地区の町道鷺足山崎線及び鷺足中筋線の排水対策並びに狭小道路の改良を行うもの、それから町道大平宮前線と農道味曾野線の交差部において交差角度や縦断勾配が急になっており、安全な通行に支障を来しているため、交差部等の局部改良を行うという中身になっています。その測量設計費ということでご理解いただければというふうに思います。

それから、議案書15ページにお戻りいただきまして、次に第3項河川費第1目河川管理費でございます。工事請負費を150万円計上しております。こちらにつきましても町民懇談会、それから各行政区等から河川浚渫のご意見、ご要望も多かったということを受けまして、河川浚渫工事費を増額する内容となっております。

議案書の16ページをお開き願います。

次に、第5項下水道費第2目の下水道復興推進費でございます。負担金補助及び交付金を2億7,100万円計上しております。こちらにつきましては、下水道事業会計で事業実施する磯地区農業集落排水事業に対しまして繰出基準に基づき事業費の一部を繰り出すものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金が1億8,676万6,000円となっております。

次に、第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費でございます。合わせて13億5,409万4,000円計上しております。こちらにつきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明をさせていただきたいと思っております。

13ページをお開きいただければというふうに思います。

役務費については、郵便料ということで説明を割愛させていただきます。

工事請負費から順次説明をまいります。

まず、津波復興拠点整備施設関係工事請負費ということで、これ具体的に申しますと谷地川排水路改修工事という中身になります。工事請負費として9,610万円計上しております。こちらにつきましては、新坂元駅周辺地区市街地整備事業にあわせて新市街地南側の水路改修を行うことによりまして、大雨時における冠水被害を抑制するという改修になっておりまして、国と調整の結果、復興交付金の一括配分枠を活用することが認められたということから今回、補正をするものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金が7,688万円という形になってございます。

次に、防災公園整備事業でございます。こちらにつきましては、津波襲来時に避難が遅れた方々の一時避難場所として避難築山を含む防災公園、具体には牛橋公園、それから(仮称)花釜公園、(仮称)笠野公園という3つの防災公園の計画を進めておりますが、復興交付金の第12回申請により認められたということで、整備工事を行うために必要な経費といたしまして5億5,440万2,000円を計上するものでございます。財

源につきましては、震災復興交付金基金繰入金が4億1,580万1,000円という
ような形になってございます。

補正予算附属資料説明書の14ページをお開きいただければと思います。

次に、住宅かさ上げ助成事業でございます。負担金補助及び交付金ということで7,
511万円計上してございます。こちらにつきましては、第2種及び第3種危険区域並
びに1万平方メートル以上の造成団地、津波浸水区域において被災を受けた宅地におい
て住宅再建を行う際、地盤のかさ上げに対し、助成を行うという内容になっているもの
でございますが、今回、補助率や補助限度額の拡充を行うとともに、面積、高さの要件
を緩和することとしたことから必要な経費を追加措置する内容でございます。財源につ
きましては、全額震災復興基金繰入金という形になってございます。

次に、附属資料の15ページをお開きいただければと思います。

津波被災住宅再建支援事業、町独自支援分でございます。こちら負担金補助及び交
付金ということで6億2,825万円計上しております。こちらにつきましては、防災
集団移転促進事業及び崖地近接等危険住宅移転事業の適用とならない世帯等に対する、
いわゆる町の独自支援策ということでございますけれども、これまでの被災者支援にお
ける状況において各項目の支援の拡充ですとか、追加が必要と判断されたということで、
追加支援策の予算を新たに計上するという内容になってございます。

議案書の16ページのほうにお戻りいただきまして、次に第10款教育費第2項小学
校費及び17ページにございます第3項の中学校費でございます。各校の教育振興費に
需用費を合わせて20万円計上してございます。こちらにつきましては、寄附金を活用
いたしまして小中学校の図書を購入するものでございます。こちらにつきましては、そ
ういった内容の指定での寄附があったということで、その財源に活用をさせていただく
という中身になろうかと思っております。

続きまして、同じく17ページの第11款災害復旧費の第3項文教施設災害復旧費で
ございます。第1目の公立学校施設整災害復旧費につきまして、合わせて1億448万
7,000円計上しております。こちらにつきましては、現在工事が進められておりま
す山下第2小学校の新築復旧に伴う外構工事、具体的に申し上げますと、例えばグラウンド
整備ですとかフェンス、遊具等の整備ということになろうかと思っておりますが、を
実施するものとなっております。こちら災害査定が終了いたしましたことから経費を
追加措置するものでございます。財源といたしましては、国庫補助金が8,883万3,
000円という形になってございます。

それから、次に18ページに移っていただいて、第5項の消防施設災害復旧費でござ
います。工事請負費を500万円計上しております。こちらにつきましては、東日本大
震災の大津波により流出した花釜消防ポンプ置き場を復旧するものでございます。財源
といたしましては、国庫補助金が333万3,000円という形になってございます。

歳出予算の最後になります。第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございま
す。第1目災害援護資金貸付金につきまして280万円計上しております。こちらにつ
きましては、繰上償還された貸付回収金を9月末に県に償還する形になりますが、繰上
償還により回収された金額が当初想定を上回ったということで所要額を補正する内容で
ございます。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

歳入予算につきまして主なものを次に説明をしたいと思います。

議案書の7ページをお開きいただければと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。約3億200万円、震災復興特別交付税を計上しております。こちらは歳出のほうでご説明しました震災復興交付金事業等の補助裏に充てるものということでの計上となっております。

次に、第14款国庫支出金でございますが、こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容となっておりますので省略をさせていただきます。

次に、第15款県支出金でございます。民生費、農林水産業費といたしまして、それぞれ記載の県補助金を計上しております。このうち児童福祉費補助金についてちょっとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

こちらにつきましては、前年度に引き続きまして、被災されたご家庭の経済的負担を軽減するために、全壊世帯については保育料の全額を、大規模半壊及び半壊世帯については保育料の半額を免除するものとなりまして、その必要な経費に対する補助金が昨年度に引き続き来たということでの計上という形になってございます。

それから、第16款財産収入ということで、7ページの一番下でございますが、こちら15万円ほどでございますけれども、こちらにつきましては新坂元駅周辺地区商業用小区画の土地の賃借料収入ということで計上をさせていただいております。

議案書の8ページをお開きいただければと思います。

第17款の寄附金につきましては、先ほど歳出予算でご説明をしたとおりの内容でございますので省略をさせていただきたいというふうに思います。

次に、第18款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金といたしまして、国保、後期高齢者医療、それから介護保険の特別会計から、それぞれ一般会計に繰り入れをしております。これは平成26年度の決算に基づき精算を行いました結果、一般会計に戻しているというものでございまして、例年どおりの内容となっております。

第2項の基金繰入金につきましてですが、まず財政調整基金ということでございます。約26億5,400万円取り崩しを増額してございます。こちらにつきましては、歳出でもご説明しましたとおり、平成26年度繰越事業の財源として既に取り崩しておりました震災復興交付金基金及び震災復興基金について事業の実績確定に伴い、約33億4,000万円を基金に積み戻すほか、今回の補正予算編成に当たり財源調整を行った結果、最終的に財政調整基金を取り崩すという形になったというものでございます。

その下の震災復興交付金基金及び震災復興基金につきましては、先ほどご説明させていただきました防災公園とか津波被災住宅再建支援事業などに充当いたしますことから、それぞれ約6億8,000万円、7億という形で取り崩しているものでございます。

次に、第19款繰越金ということでございます。先ほども触れましたが、平成26年度決算に基づきまして約6億5,000万円、繰越金を計上してございます。

平成26年度の実質収支につきましては、決算の中でもご説明させていただいたとおりでございましたが、平成26年度繰越事業の精算分が含まれているということで、その分を控除した上でルールに基づき、2分の1以上を財調に積み立てたわけですが、その残分を繰越金ということで計上したということでのこちらの金額という形になってございます。

議案書の9ページをお開きいただければと思います。

最後に、第20款の諸収入でございます。このうち第5項の雑入第1目の雑入ということでございますが、このうちの契約不履行に伴う契約保証金につきましては、こちらにも先ほどの議案のほうでお話しさせていただきました農水産物直売所の業務委託契約解除に係る調停に伴うものでございまして、調停案及び地方自治法に基づきまして、相手方が納めた契約保証金の一部を歳入として受け入れるというものでございます。

以上が、今回の歳入予算の主な内容でございます。

最後に、議案書の4ページでございます。

債務負担行為の補正がございまして。

山下第2小学校新築復旧に伴う外構工事につきましては、工期が来年度までかかるということで、期間を平成28年度、限度額を1億272万8,000円とする債務負担行為を追加するという内容になってございます。

以上が今回の3号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時35分といたします。

午後2時26分 休 憩

午後2時35分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

5番竹内和彦君の質疑を許します。

5番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、一般会計補正予算の16ページの8款土木費の5項2目の下水道復興推進費ですね。これの2億7,100万円が補正額として見えます。これ磯浜の、磯地区の農業集落排水の予算だと思いますが、現在磯浜地区、住んでいる方が十数軒でございまして、これの下水となれば個別の処理槽、合併処理槽で対応しても、補助金1戸当たり仮に50万円出したとしても、十数軒で500万ないし七、八百万でおさまるといふふうに思いますが、ここで2億7,100万円を計上しているということはどういうことなのか、ご説明いただきたいと思っております。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。今回の補正で2億7,100万円を計上しておりますが、これについては昨年12月議会の際に合併浄化槽とあとは集合浄化槽、その比較についてご説明申し上げまして、テレビカメラ調査の委託費を12月補正で認めていただきました。それに伴いまして復興交付金の申請をしまして、今回、管路の復旧と小規模処理施設の新設についての工事費が認められて今回、補正したわけでございます。

現在、磯地区に建物が残っているのが24世帯ほどございます。その中で現在水道の開栓やっている世帯が22世帯ほどになってございます。これについては磯浜地区での別荘扱いになっている方々とか、あとは今貸し家になっている方々とかがいらっしまして22世帯というふうな形になってございます。

12月補正の時点では28世帯というふうな形で、平成26年の1月に磯地区の方に聞き取り調査したら、戻ってもいいようなお話があったんですが、現在、24世帯の方々

が家屋等がございまして、あと4世帯の方がまだ態度がはっきりしていないという状況にございます。

今回の補正については、テレビカメラ調査に基づきまして復旧と、あとは小規模処理施設の建設の部分が認められたため計上したものでございます。よろしく願いいたします。

5番（竹内和彦君）はい、議長。十数軒と思っていたら24世帯ということで、将来的にまたふえる見込みがあるということで了解しました。

議長（阿部 均君）ほかに 質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ページ数、14ページ。14ページの農業復興推進費の、今回の補正で6次産業化ネットワーク推進の関係の事業費、先ほど財政課長のほうから附属資料を用いて説明はしていただいたんですけども、これ先ほどの説明だとね、一応交付金で出るんで、それでネットワークをつくるというお話だったんですけども、具体的に今回の時期になったというのは、やっぱり予算の関係なのかどうか、まず1つと、あと今まで6次化ってずっと言われてきて、なかなか事業ができなかったという部分もあるんで、その辺をどう考えながら今回この予算、少ない予算ですので反映させていって、山元町の6次化を進めていくためにどういう形にしていけるのか、その辺についても伺いできればと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の財源的には国のほうの補助制度がありまして、昨年度の予算枠をとっている、国のほうでとっている中で手を挙げて、まだ予算の残があるというようなことで追加の手挙げがありました。そういったことから追加のほうに手を挙げたために今回の時期の提案ということになりました。

あと、6次化につきまして今後の考え方でありまして、商工会のほうでも新商品については取り組んでおります。今回は、特に今回提案しているものについては交流拠点の中に設置する直売所の計画、ソフトの、運営計画立てておりますけれども、そういった中で生鮮野菜以外にも品ぞろえとして加工だったり、あるいは飲食だったり、あるいはある程度品質の高いものであれば外商というようなことで運営計画を立てております。そういった中で、この品ぞろえを充実させるというようなことも意識しながら取り組んでいきたいというような考え方しております。

商品につきましては、なかなか6次化したものについては、前もお話ししましたけれども、1,000あっても3つぐらいしかなかかなかヒットしないというようなこともありますので、時間をかけて取り組んでいこうというふうに考えておりますが、ことしについてはこの生産者、それから加工に取り組んでいる方々等々、今後こういう直売機能的なところできたときに、こういうところに出していくというようなことの機運醸成を図っていききたいと。そして、最終的には新商品をつくりながら、その出荷体制の組織化にもつなげていききたいと。それから、さらにこういう専門知識を持った人材ですね、そういう方々を外部からお願いするだけではなくて、内部でも育成していこうという考え方を2つ目にとっています。

あと、3つ目は、商品そのものを開発して、そしてそれを販路を直売所以外のところにも拡大するということを視野に置いた場合に、ことしはとりあえず試作品をつくってみようと。来年度以降はその中で「これならば」というようなものがあれば、具体的に販路拡大をするために町外の百貨店とか、高級スーパーとか、そういう差別化できるよ

うなところへの商品の展開というようなものを次年度以降考えていきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。先ほど説明は補足で受けているので、今担当課長がおっしゃるようなことは理解しているんですけども。ただ、問題は、交流拠点施設のお話も出たんですけども、実際直売所に売るためのものを製品づくりとして6次化でつくっていくんだという捉え方も今の話でできるし、あるいは町が主体的に商品開発をしていくんだという、そういった考え方にも聞こえるし、基本的にこの予算案の全体の配置のこの1、2、3を見ると、民間の人たちに新しい商品の開発をすると。その応援を町でしていくんだという形の予算づけからいくと捉えられるんですけども、ただ交流拠点の中でこれから実際に加工施設とか、あるいはそこに付随した関係で販売所もつくっていくということなんでね、交流拠点そのものの、運営そのものの中身がまだわかんないんですけども、実際に第三セクターでいくのか、あるいは民間に任せるのか、直接自分たちでやるのか、いろいろな運営方法も含めてあると思うんでね、この予算の考え方をすれば6次化の、これからの生産している皆さんを6次化に結びつけさせていくための予算づけであると。そして、ちょっと規模が小さいんで、これから毎年少しずつそういった予算を拡大させるという意味合いでの捉え方ができるんですけども、その辺については課長、どうなんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。議員おっしゃるような基本路線でいきたいと思います。ただ、運営主体は多分公設民営という形になろうと思います。そこの運営の方々が発展していくにしても、そこに農産品だけではなかなか品薄だというようなことで、品ぞろえを充実させる、あるいは品切れがない状態にしていきたい。野菜ですとやっぱり波が、というか季節、シーズンで品薄になるところがありますからね。そういったところを埋めていくというようなことで取り組んでいくことになろうと思いますが、ただ、なかなかこれも、こつこつやったからすぐというわけにいかないんで、長期的に取り組んでいかなければならないんだらうなという考え方で今おります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。答弁聞くと、なかなか民間に支援していくのか、あるいは直売所の交流センターを中心にして、これから町として商品の開発をしながら、ある程度の、これからの直売所に向けて商品の数をふやして販売できるような形にしても、その辺がちょっとわからないんですけども、先ほど私がお話ししたのは、やはりこういう形で会議、6次化のネットワークの推進の考え方もあるんで、いろいろな皆さんに、山元町内で農産物をつくっている皆さんに入っていて、6次化に興味がある人たちとか、6次化したいという人たちに入ってもらって、そこで会議の中でいろいろ商品開発をするための今回の国からの予算、それを受けて町で体制を組んでいくということでないかなとは思いますが、ただ、商品開発とか販路の開発事業なんかは、実際に今6次化を目指す人たちに支援するような形、そういう部分も含めて考えていらっしゃるのかなと思ったんですけども、ちょっと私の今お話しした内容と実際に違っているのかどうか、その辺を確認したいなと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には、ここにある機運醸成とリーダーになるような方々を育成していく。そして、新商品開発、そして販路拡大ということに、3つになりますけれども、その中でも今回については、どちらかというと個別具体的に6次化に取り組む方々を個別に支援するというのではなくて、今回の予算はですね、町全体として

6次化の商品に取り組む方々の、何ていうんでしょう、関心を集めて、あるいは組みたいという醸成をしていくという部分と、あとやはり具体には交流拠点の直売所での品ぞろえをというような考え方を、ことしについては持っているというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ちょっと答弁の中からはなかなかちょっとね、今のお話の中でなかなか見えてこない部分があるんですけども、課長は課長で考え方というのがおありだと思うんですけども、ただ、やっぱり6次化全体であり、山元町の産業振興を考えたときに、やはり民間の人たちに頑張ってもらいながら、やっぱり商品開発を進めて、そしてその中でいかに山元町、なかなか農産品も限られた農産品でありますので、そこに向かって、6次化に向かって進めるためにきちっとやっぱり方向性をつくってもらおうと。それを後押しをしてもらう形で町があるべきだなという私は捉え方をしているわけですけども、その辺は具体的にこれから、この小さい予算ですので、先ほど私が言ったように、少しずつ毎年毎年、やっぱり新しい、直売所できるまではまだ2、3年かかっていくんでね、その中で具体的に新商品開発っていっても、先ほど課長言ったように、なかなかすぐにこれぞと思うような商品が出るわけじゃないんでね、やはり何年か積み重ねた中で消費者の人たちに理解してもらえようような商品をいかにつくっていくかということが大事だと思いますので、その辺は町が主体的に応援するという形の中で具体的に商品開発をどういう形でやっていくのかということも含めてね、この予算を有効に使えるような形にさせていただければと思いますので、その辺についてはちょっと町長から最後に答弁いただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。6次化については、議員も今触れておりましたように、やはり6次化に取り組む意欲のある皆さん方を町として、行政としてバックアップしていくというのが基本的なスタンスになろうかというふうに思いますので、なかなかいいものを見出すためには一定の時間なり予算を必要とするだろうというふうに思いますので、必要な支援をしっかりと取り組んでいきたいなと、そういうふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、都市計画復興推進費、16ページです。先ほど、同僚議員が質問したやつとは違ってきます。負担金補助金のこの関係で先ほど財政課長からもお話を受けました。住宅のかさ上げ補助から全体のお話をしたいと思います。

全体的には、今こういう形で震災復興基金を使って今回、補助を拡大して拡充するという点では非常に被災者の人たちも非常にありがたいと思うし、また町の今までの施策の中で非常にいいことではあると思うんですけども、その辺で今回の、これは何回も質問の中で出てきていますけれども、この都市計画推進費のこの復興の関係の補助金で復興交付金の金額がどのくらい、この補正でどのくらい吐き出して、どのくらい残っているのか、その辺のちょっと確認をしたいなと思います。基金ごとに教えていただければと思います。復興基金だけなのかな。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。震災復興基金の平成27年度末の残見込みということでお答えいたしますと、8億の県の震災復興交付金のほうにつきましては約1億7,000万弱ぐらいで、その他43億のほうにつきましては3億6,000万弱ぐらいになる予定となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。大分この問題についても、今回の決算の審査だったり、あと総

括なりで大分話は出ているんですけれども、本来だと今回の補正も含めて、もう少し早目に措置できれば非常に、震災の被災者の人たちも、この山元町から出て行く人の数も少なくなったのかなということでもありますけれども、それを今言ってもしょうがないんですけれども、ただ、やはりそのタイムリーな時期にタイムリーに出すということを私は言いたいんですよ。ですから、そのタイムリーな時期にタイムリーに出す、町長がいつもタイムリーというお話ししているんでね、タイムリーな時期に出すということが非常に望まれると思いますので、この8億の分と43億の分、まだ1億7,000万円、これについては8億の分、あと43億の分で3億6,000万で言ったのかな、3億6,000万残っているんでね。この残っている分の使い道についての今の考え方についてお知らせしていただきたいなど、担当課長でいいですから。そして、今までの、この前特別委員会でいただいた事業の、その被災者向けの住宅支援という中で具体的に金額ずつと示しているやつがあったでしょう、その金額示したやつでどのくらいの差異があるのか、その辺も具体的に教えていただければと思います。変わった点もありますよ、変わった点もあっけんとも……

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、今後の使用見込みといたしますか、そちらのほうでございますが、そちらのほうにつきましては、まず宮城病院地区の分に係る分につきましては、まだ完成ということではないものですから、例の400万円の住宅団地の移転補助、あと災害公営住宅の生活の借金等については、まだ予算化していないというような状況になってございます。そのほか浸水区域のかさ上げの関係につきましても、想定件数ということがございまして、今若干、まだ含みということがございますが、今回の追加支援策での全体の最終的な使用見込みの額につきましては、仮に今回の追加支援策の部分まで含めて全部計画どおり消費した場合でございますが、8億円の分については7億9,000万円ほどぐらいの使用見込みとなってございます。あと、43億円のほうにつきましては、一応計画ですと42億4,000万円ぐらいの使用見込みということで、残につきましては8億円のほう約1,000万円弱、43億円のほうにつきましては8,000万円弱ぐらいの残見込みとなってございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いや、ですから先ほど具体的に宮城病院と、あとかさ上げの部分で実際にどのくらいの額になるのかね。1億7,000万円、一応残っているので、それを残った額、そしてこれから実際にどのくらいその中で出てくるのか、その辺、ちょっと知りたいんで、今回の一応補正を受けて、その8億円の部分で1億7,000万円残ると。あと、今お話ししたように、宮城病院とか、かさ上げの部分も含めてどのくらいになっていくのかね。何にでも使えるという形の、被災者向けに使えるというそういった名目でございますので、その辺を具体的にどういう形で使っていくかという部分もあると思いますので、それちょっと金額を教えてください。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。大変申しわけありません。8億円の部分の中で残額の見込みということではなくて、ほかに使える分があるかということでしょうか。大変申しわけありません。（「んで、もう一度」の声あり）

10番（岩佐 隆君）はい、議長。宮城病院と、あと今課長がかさ上げの部分で1億7,000万円の部分を使っていきますよと。その部分が1億7,000万円の中に入っているのかどうか。あるいは、入っていれば具体的に、それ全部使って先ほどの7億9,000万円になって、1,000万円しか残らないということなのかどうか確認しただけなんで

ね。そういう形であれば、そういう形で答弁いただければいいですよ。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。大変失礼いたしました。先ほどお話ししましたかさ上げとか、全体のやつになりますので43億円と7億円の振り分けがございしますが、先ほどお話しいたしました、かさ上げとか宮城病院地区の部分も含めまして、使った結果の残として今現在見込んでいる金額が先ほどお話しした金額となっております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、今からあれですね、宮城病院と、あとかさ上げの部分、全部ある程度対応するようになってくると、これから先ほどの残と9,000万円と、あと約8,000万円かな、合わせてね。そういう形になっていくということなんで、その積み上げ的にはちょっと分けて、どういう形になるんですか。今43億円と8億円の部分のその金額。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。再度申し上げます。8億円の部分につきまして今現在の積み上げ額が7.9億円ほどになってございます。残については、約1,000万円ぐらい。43億円のほうにつきましては、積み上げで42億4,000万円余りとなってまして、残といたしまして約8,000万円の残というような形でございます。（「それ、何か宮城病院とかかさ上げの部分で分けて、どういう形の予算を使っていくのかということを知っているんですよ」の声あり）

大変失礼いたしました。かさ上げの部分につきましては、現在想定している未計上といたしましては約7,000万円弱ぐらい、予算は未計上の予算額でございます。宮城病院の400万円の補助につきましては、この計画上のところでございますが、当初21戸分を想定しておりましたので若干数的にはあれなんですけど、8,400万円ほどとなっております。その他、利子補助、その他もろもろで約3千2,3百万円というようなところでございます。また、今現在、利子補助等につきましては、実績で限度額が影響しておりますので、限度額で積み上げているのとの差額金が出ているので、その差を用いまして、あと全体的な再度補助の見直し等については検討していきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。説明しているほうはわかっているんでしょうけれども、質問するほうからいくなかなかわかりにくいと。全体で、先ほどの話だと5億3,000万円かな。全体でのお話だったのね、5億3,000万円あると。その中で、今お話ししたやつについて金額が合っていないということなんで、その辺、具体的にどういう形で使って、どのぐらいの金額になって、先ほど言ったように、42億4,000万円使ったり、あと7億9,000万円使ったりするんですかという話ですよ。1億7,000万円と、今お話ししたように3億6,000万円、これは実際残っているということなんでね、その使い道については説明を受けたんですけども、きちっとその辺を教えてください。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。大変申しわけありません。今、残高に対しまして今後の使用見込みといったところで、最終的にその差分で1億6,000万円ぐらいあるということでございます。8億円ですと1億6,000万円ぐらいあるといったところになると思いますが、そちらのほうの使い道という形でよかったんでしょうか。ちょっと確認をさせていただきます。（「そうです」の声あり）

大変申しわけありません。詳細のところは今実績の積み上げがまだ確定していない部分もございまして、今の使用状況につきましては、もう少し整理をさせていただきたい

というのが正直なところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。だから、さっき言ったように、実績積み上げなくても、きちっと数字だけを出せるんですね、42億4,000万円とかさ。あと、7億9,000万円とか。そういう形で、ある程度、総額だけわかっているけど、何にどういう形で配分して被災者支援のためやっていくのかということもきちっとやっぱり考えて積み上げていかないと、今まで、何でこういう質問、今の時点でするかということ、今まで本当は平成25年度、平成26年度ベースで被災者支援のために、住宅も含めてね、そのときどき、先ほど言ったように、やっぱり時期、時期にタイムリーにやっぱりやることで、やることとして、補助金を被災者の人たちにやることで、もっとやっぱり山元町の人口減に歯どめをかけるような形がね、私の考えですからね、これは、できたんでないかということもあるんで、執行部、町長も含めてね。やはりなかなか全体の中で事業が全体でわからないうちに小出しにしていくというのは、やっぱり事業費を考えるとできないというお話もされたんですけども、ただ、やっぱり被災者の観点からすれば、やっぱりその時期、時期、例えば土地を買う時期、あるいは家を建てる時期、あるいはかさ上げする時期、その時期、時期に本当はタイムリーに必要な私は補助金だったと思うんですよ。それを時期が遅れば遅れるほど、そういう有効に使えるお金がやはり使えなくなるということなんでね、その辺はきちっとやはり積み上げの段階でね、幾ら、予定でちゃんと積み上げてあるんですから、それを実績ベースで常に繰り返して精査していくと、そういう形の作業をやっぱり事務段階でしていかないと、最終的に1年しか、あるいは2年、3年と遅れてしまうということにつながるんでね、特にこのお金についてはもう被災者、直接支援をする、そういった意味合いのお金でありますので、その辺は今回の補正予算、先ほど前段で言ったように、ある程度拡充しながら使ったというのは評価できますけれども、ただ、やっぱりせっかくここまで来ているんで、積み上げもちゃんとしながら精査をして、きちっとそれをどういう形で使っていくかという部分も改めてやはり見直して、あるいは拡充する中できちっと考えてほしいなと思うんでね、今までも本当はタイムリーな時期にやってほしいということも今申し上げましたので、その辺について、担当課長からではあれなのでね、町長からでも答弁いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ね趣旨は月曜日の審査会の中でも一定程度お話をさせていただいたところでございますが、町としては2つの基金のこの使徒の範囲を考えながら、できるだけ被災者の方々に格差のない形で、タイムリーな形でご利用いただけるようにいろいろと工夫してきたつもりでございます。その危険区域のエリアの違い、あるいはもとの場所から移転されるのか、もとの場所で再建をされるのか等々考えながら、議員ご指摘の被災者の方々の再建のタイミングというふうなものを相当程度勘案しながら肉づけをしてきているというふうな条項があるわけでございますので、そしてまた、そういう部分については特別委員会のほうにも早目、早目に考え方をお示しをして、いずれ本会議で可決していただくべく、事前のアナウンス効果なども期待をしながら、この問題に取り組んできているというようなことでもご理解をいただければありがたいなというふうに思います。そういう中で最終的には予定している方々の申請状況、予算の執行状況を勘案しながら、その財源がどういうふうになっていくのか、場合によっては余裕的なものがあれば、さらなる拡充策にも意を用いてまいりたいなというふうな考え方で取り組んできているところでございます。一定の予算の執行状況を見据えた中で、さらな

る拡充に向けてその考え方をお示ししていければなというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この問題については、町長にもそうだし、あと担当の皆さんにもお話をしているんですけども、ただ、今お話ししたように、実際にどのくらい残っているというのは確認していても、最終的にどういう形で使っていくかというのは、やっぱり実績を常に頭に入れながら、どういう形の拡充策ができるのか、あるいは今まで提示したいろいろな支援策で、その辺の対応でどのくらいの実績になるのか、その辺も含めて私は対応すべきだと思うんでね。今担当課長からは、やっぱり今からの積み上げができていないということだっんでね、今、もう一回、再度お話ししたわけで、町長もその辺も頭に入れていただいて、実際には、今町長おっしゃるように、全体の事業推移を見ながら、予算を考えながらいろいろ拡充策について検討してきたという形は我々に報告受けたんだげんとも、ただ、実際にはあの拡充策全体では、ある程度、もっと当初に我々示されているんで、それをいかに予算をつけていくかという形が一番本当は大事だったんでタイムリーという部分もお話ししたんで、その辺はやはり執行部にもある程度反省してもらいながら、これから残り少ない復興交付金の住宅支援策の部分、いち早く対応できるように実績を確認しながら積み上げをしていただいて、そこをきちっとやっていただくということを考えていただくように今回の質疑でお願いしたいなと思うんでね、その辺について最後にちょっと答弁いただきたいなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。執行部なりに、これまでもいろいろと努力してきたつもりでございしますが、今のご指摘も十分踏まえまして、さらなる基金の拡充策といいますか、よりよい執行に意を用いてまいりたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。3問目なんでね、最後です。これは、今回の、先ほどの町長のお話の中、あるいは担当課長のお話の中でも出てきたんですけども、町民懇談会による補正の関係、これと、附属資料でちょっと申しわけないんですけども、ちょっと6ページから、一つ一つのことは言いません、7ページ、8ページにかけての関係ですけども、通常、予算が、今回出てきた補正予算、これも予算でありますので、ただ、やはり当初予算という形の考え方があって、それで道路整備、今どのくらいできてんのか、あとこの補正予算、今回の補正予算、何件かあるんですけども、これをいつまでに完成させていくのか、その辺のちょっと考え方についてお聞きしたいなと思います、最初に。

まちづくり整備（阿部勝則君）はい、議長。全体の道路等の整備状況ということなんですけれども、今、町民懇談会以外にでも要求等、要望等がございまして、今、これ以外にも道路計画というか、必要な箇所はございますけれども、今現段階でどれくらいというと、その箇所数としてはちょっと現在把握していない状況です。

これの今回補正でかけた測量委託等をかけまして、次年度以降、この箇所についても工事のほうには着手する予定ではございますけれども、現段階でいつまでというのは、予算の関係もありまして、現段階では言えない状況でございまして。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。一応我々の議会に予算としてかけていただくということ、そして、それは何でかというね、私が言うまでもなくて、事業をきちっとやってもらうという形で議会も認めているんで、最初の、前段で、今の時点で道路関係でどのくらい執行して、あるいは発注済みのものとか、多分あると思うんですけども、まだ全体でま

だまだ終わっていないんでね、この例えば補正予算を組んで、その中できちっと、いつまでって言えないって今お話しただげんとも、年度内に完成しなくてないですよ、これ。ねえ。それ補正予算の1つの考え方なんでね。だから、その辺をどういう形で、予算づけをしていただくという部分は非常に、我々町民サイド、議員サイドからいうと、今までの積み上げでなかなかできなかった事業、それをやっていただくというのは非常にありがたいんでね。ただ、やっぱり体制的にきちっとできるのか、できないのかというのを我々もやっぱり判断していかないとだめなんで、その辺をどういう形で担当課として考えていらっしゃるのか。その辺で先ほどお話ししたように、今までの執行率どのくらいあってね、これからちゃんとできるようにできるのかどうか、その辺もちょっと確認したくてお話ししているんで。

まちづくり整備（阿部勝則君）はい、議長。済みません。今の道路の全体計画ということで拡大してしまいましたので、平成27年度当初につきましては、維持管理費のほうはほとんどもう使い終わっているような状況でして、道路工事につきましても、当初に計画しているものにつきましては10月当初の発注と、あと一部用地の関係で多少遅れるところがありますけれども、年内には工事を全部発注し、終わらせる見込みとなっております。はい、以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ちょっと当初予算の、平成27年度の予算の道路関係の事業と、あと今回補正で出された事業、その事業でどういう形で整備されていて、あと具体的に今からの、今回の予算で具体的に整備する、そういったタイムスケジュールを決めて年度にきちっと終わるのかどうかということを確認したかったんでね、その辺からちょっとお話、お伺いできれば。

まちづくり整備（阿部勝則君）はい、議長。大変失礼しました。今回の補正につきましましたやつは、今後議会終了後、直ちに発注いたしまして、この補正のものについては年度内完了を予定して進めてまいりたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。年度内に完成するとなれば全部これ用地買収とか、そういった工事に着手する1つの前提条件、それは全て済んでいるということで理解していいのかな。

まちづくり整備（阿部勝則君）はい、議長。失礼しました。今回の補正に関するものにつきましては、用地補償等が関連していませんので、委託等につきまして年度内完了という予定でございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話を聞く中では、当初予算の関係も繰り越ししなくてしっかりできるという形、あるいは補正予算のやつも全部できるというお話ですので、そうすると間違いなく繰り越しはなくなったりするはずなんですけれども、ただ何か繰り越しになったりして事業ができなくなるということもあるんでね、やはり自分たちがきちっとできることをきちっとやっぱりやることで、今回の補正予算なんかも必要だから町長がやるという形にしたんだと思うんでね、ぜひその辺は、当初予算でも仕事をやらないところがいっぱいあっから言っているんですからね。そこら辺、いっぱいやらないで、また今度補正で予算づけして、それでやっぱり発注体制だったり、何でできないかという、やはり最初の段階で、今お話ししたように、用地買収がすっかり済んでなかったりしているのがたくさんあるんですよ、路線によっては。補正予算に関してはそれはないという話だげんとも、当初予算でいっぱいあって発注しているんですよ。それで

全体の事業がきちっとできるわけではないので、その辺、事業着手するときには全体の前提条件の整備を終わらせた中で1つずつ事業に結びつけさせていくと。そうすると完了については事業者の責任になってくるので、その辺きちっとやっぱり考えながら、補正予算の今回の事業もやっていただけるようお願いをしたいなと思います。

あと、町長にですけれども、この補正予算のとり方として、本来だと、我々が今まで考えた予算の考え方だと、やはり行政区だったり、あと町民の皆さんからいろいろ町全体の状況、それをある程度積み上げ方式みたいな形で出て、区長さん方からの事業の要望だったりして、それで積み上げる方式で事業を、当初の事業につなげてきたという部分もあったんですけれども、今回は特に町長の懇談会の中でという形で補正予算の今回提案理由の中にきちっと入っていたんで、今回についてはそういう形でも、これから例えば財政状況がどうなるかわからないんですけれども、非常に窮屈な場面も出てくるのではないかとということで、そういう形の捉え方で、例えばもっと議論したり、今回については予算がある程度確保できるという形の取り組みなんですけれども、やはりもっと町長判断、あるいはその庁舎内での予算というのは全体の枠組みの中でどうすんのかという部分の議論も私は必要なかなと思いますので、これから町民懇談会とか直接受けた事業について、最終的には町長の判断で事業執行するという形にはなっても、やはり当初予算と、あるいは補正予算の基本的な考え方、補正予算というのはあくまでも緊急性を要する事業だっていう私はずっと認識していたんで、その辺を今回の部分については、先ほど復興事業の中でのダンプの往来があって道路が壊れたとか、あと整備しないとだめだとかという、そういったやっぱり緊急性の高いものもあるし、ただ、まだ町民からの要望の中で具体的にそこまでの緊急性がない部分もあるのではないかと。そういう形で、補正予算の捉え方の中で、道路関係の整備含めてどういう形で町民懇談会のその直接的な要望等を生かしながら町長として判断していくのか。その辺について答弁をお伺いできればなと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。震災前からの道路問題、排水問題、相当山積しておったのかなというふうな受けとめ方でございます。議員ご案内のとおり、ある時期までは各行政区からの要望というようなことでもって、それをできるだけ計画的に執行をというようなことで取り組んできた経緯があるわけでございますけれども、残念ながら余りにも要望箇所、対応せざるを得ない箇所が私の就任以前からの山積した問題があって、途中で行政区からの要望をとっても、なかなか対処し切れないというふうなことで、要望自体をとることを中断してきた経緯がございます。

そういう中で、私の就任以降、震災というふうな大きな場面もありまして、どうしてもこの4年間というのは津波浸水区域の浜通りのほうに軸足を置かざるを得なかったというようなことで、丘通りを中心とした課題が相当たまってきておったと。それが町民懇談会の席上で、町に要望を出しても10年間何ら変わることがないというふうな非常に生々しい発言、要望を多々頂戴してきたところでございます。

私としても、かねがね復旧・復興に軸足を置きつつも、一定の時間経過する中で丘通りの皆さんの環境整備等々にもそろそろ軸足を移していかなければならないというふうな思いでおりましたので、この機会に、補正ではございますけれども、少しでも各行政区の長年の課題解決に向けて、担当課長申し上げましたように、すぐ工事というわけにはいかない側面がございますけれども、測量なり、調査なり、工事にかかれる体制を少

しでも整えながら、それを次年度の当初予算に結びつけていって、少しでも多くの課題、問題解決につなげていければなど、そういうふうな考え方のもとで今回、補正予算措置をお願いをしてきたというようなところでございます。

ぜひ、そういうこれまでの経緯、経過をご理解いただく中で、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、我々もできるだけ、議員おっしゃるように、本来は予算の性格上からすれば当初予算の中で十分措置していくというのが、これは本来あるべき姿であるというようなことは承知しながらも、一日も早い課題解決への対応だというようなことも、ここではご理解いただければありがたいなというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。震災前からのそういった部分もお話をさせていただいて、これからの一つの考え方のメッセージ等にも触れていただいたんですけども、答弁の中で、ただ、やはりこれから行政区が再編をされるということとか、あとやはり行政区中心にまちづくり、区づくりを進めてもらうという観点からいけば、やはり区の要望をどのくらい取り入れっかは別にしても、やはりそういった部分の取りまとめの中での事業をきちっと、今お話しのように当初予算で組めるようにしていただくことと、あとやっぱり緊急性の高い部分についてはぜひ事業としてやっともraitたいということもありますので、その辺の優先順位なり判断を、最終的には町長がきちっとやっぱりやっていただかないとだめだと思いますので、その辺についてはぜひ優先順位をつけながらきちっとやれると。これから、先ほど申しましたように予算的に窮屈になってくるというのは、これ間違いないんで、その中でやっぱり町民の皆さんの要望を具体的にどういう形で事業に反映させていくかという部分は、やっぱり行政の大きな役割でもあると思いますので、その辺については十分意を用いてやっていただければなと思います。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。11ページ。11ページの防犯対策費、先ほどの説明では各行政区へ不足が生じたため増したということなんですが、これは当初がらとらってる予算ではなかったのかなと思うんですが、どういう背景なんでしょうか。今まであったのに、そんで足んにがらまた足すよという内容に受けたんですけども、そういうことでよろしいのかどうか確認します。

危機管理室長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回の補正に計上してあります防犯対策費の防犯灯の補正なんですけれども、防犯灯の維持管理補助金につきましては、各行政区の電気代、それからあと修繕等に対して交付する予定となっております。今回、今年度当初で計上しております部分は平成26年度の実績に対しての補助というふうなことで、ことしの6月末までに各行政区長さんの方からその平成26年度分の実績を出していただいて、そして今回交付する予定でございましたけれども、その中で若干不足が生じたというふうなことがございまして、その不足分を今回補正というふうな形で対応させていただいたところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この補助金については当初はゼロだったということですか。今の説明だとゼロでねえよね。はい、あんまり大したあれでないことだから。あと確認すればいいというお話ですから。

その下、個人番号、また出てくるんですけども、わがんないから何回も、いろんな場面で確認しなくてないなと思っているんですが、一番下の負担金、個人番号カード交付事業負担金、これは何に使う金なんですか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この負担金の456万7,000円の内容でございますが、先ほどお話ししたように、10月5日以降、山元町の住民票を持っている方全てに対して通知カードを送付するという事になってございます。その通知の事務につきまして、先ほど企画財政課長からもお話ありましたが、地方公共団体情報システム機構というところでその作業を実施していただくということでございます。それに係る経費の部分について、負担金というような形で支出するというような内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これはそういうことですか。ということでもいいんですね。というのは、これ個人番号カードをつかって、そして希望者には今回は無料で交付するというふうな、今までの説明の中ではそういう理解なんですけれども、そういうところで使う金ではないんですか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。説明が中途半端になりまして大変申しわけございませんでした。

第1回目の段階としまして、10月5日以降に住民の皆様に対して番号通知カードを送付すると。それに基づきまして、その中には申請書も入っていると。その申請書をもとに個人番号カードをつくりたいという方については、写真を添えてその申請書を、返信用の封筒が入っておりますので、それに基づいてこの機構のほうに送っていただくというふうな形になります。そのつくる方については、そこで機構のほうで作りまして本人宛てに、来年の1月以降になりますが、その準備ができましたというふうな通知を差し上げます。それを受け取った町民の方については、町の窓口のほうに来て、その交付の申請をしていただくと、そういった費用についてもこの負担金の中には計上されておるということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その対象者を、欲しいという人をどのように想定、それも想定してこの額ということにしたということなんだよねという理解なんですけれども、とするならば何名くらいを想定したこの負担額になっているのかをお伺いします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この負担額の算定につきましては、当初というふうなこともありまして、発行枚数等の見込みが平成27年度についてはなかなか困難だというふうなことから、平成27年度の通知カード及び番号カードの関連事務の委任に係る交付金通知というものが示されてございます。その中で各市町村の補助額が決定されているということでございます。これに対する費用としまして、ここの要綱の中に示されている額がこの456万7,000円ということで、その部分についての負担金と。実際は、その後枚数等確定した段階で精算をして補助額が最終的に決定されるというふうなことになるかと思っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとわからない、理解が難しい、今の説明ではね。最終的には、この負担金にいろいろ入っていると聞いたもので、また混乱しているところがあるんだげんとも、私は単純に、その個人カードが来年から配られる、希望者にはね、そして、そのつくるもとになる金がこの456万なのかなというふうに理解したんですけども、そうしたらその中には大体何名分を想定してこの額つくったんですかっていうふうな内容の、そういう意味では逆に言うと非常に単純な、あるいは幼稚な質問になんのがなど。そん中に、さっきの説明では、この456万7,000円にいろんな金が含まれているというふうなことが言ったもんだから、またちょっと今のところ頭混乱しているんだけれども、んだごつたらば、その456万の中にその部分というののはどのくら

いあるのというふうな聞き方になるんだげんとも。そもそも、この負担金つつうのは、だから何のための負担金なのやというのが一番最初の俺質問なんだげんともさ。そこにそういうのが含まれてねえんだったらば、それはそれで理解するわけなんだげんとも、理解、無理くりしねくてねえんだべげんとも。そして、そもそも私が聞きたい、んだがら、それにこれが相当するのかどうかというのもわがんないことも含めて聞くんだげんとも。その個人カードというのはつぐんねくてねえんだべ。つくって、そして皆さん、希望者には、もう来年の1月からその辺は活躍というか、するようになるんだべがら、その前に渡しておがなくてないということになるんだがど思うんだげんとも、その辺、だからそれに対応するのがこの金なのかなというふうな思いで聞いて、そうであるということであるならば、何名分くらいなんですかっていうことが聞きたかったわけです。ちょっとこれ制度あいつたがらわがんねって言うと、わがんねって簡単に言わんねべげんとも、ちょっとその辺あんべぐ答えてくないん。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。まず、この機構に対しての委託につきましては、国のほうで全国的なこの個人番号カードの部分について全体をここの機構のほうに委託をしているということでございます。

この機構でやっている、今のやっている仕事としましては、先ほどもお話ししましたように、まず10月に通知カードを簡易書留で送付をするということでございます。そういった部分の、山元町でいえば1万3,000人からの町民の方に対して、その郵便料、あとはそういった作業等、通知カードをつくる費用等、そういった部分の費用もこの4百数十万の中に入っていると。

あと、1月以降に申請して交付される個人カードの部分でございますが、それにつきましては、希望者に対して個人カードを作成して、それを町のほうに送付をし、あと本人、申請者にはその準備ができたというような通知をするということでございます。そういった経費等々について、そういったもろもろも含めて、この456万7,000円という負担金額になっているということでございます。

実際の申請カードが想定される枚数というようなことでございますが、そういったことも平成27年度の段階ではそういった見込みが大変だろうというようなことから、全国の市町村にこの負担金額の交付金額ですか、それを割り振りをして、その額でこの負担金額の費用に充てるというような今の段階での形でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりません。ここにもこう、俺、この附属資料の、これをこのまま素直に読み取ると、個人番号カード交付に要する負担金456万7,000円というところから出発しているこの疑問点なんですけれども、このことについてはわかりました。わかりましたって、わからないことがわかりました。ということで、この件については切り上げます。

次に、先ほど来出ております支援金の件につきまして改めてお伺いいたします。都市計画復興推進費の中の、ここで追加支援内容について、この附属資料等々でも3点にわたって説明されているわけですが、中で下の3番目から確認したいと思います。

住宅建築等補助、災害危険区域3種100万円の定額補助、5億1,800万、518世帯、100万円だとすつとね、定額だから、という件についてなんです、この3種区域で修繕、ここに、今度こっちの資料ね、前にいただいたこの資料の中で、新築、増改築、修繕、第3種区域の世帯でね、現地再建するには、が対象ですよ。そして、

その対象者数が518、5億2,000万円って書いてあっても、こっち明確に5億1,800万だから多分518世帯ということになるかと思うんですが、この518世帯って、その前に、この3種区域で修繕した世帯全てが対象になるのかというふうな受けとめでいいのかどうか。この辺については一般質問の中でも一応確認やって、この件についてはしたかどうか分からないんですが、その流れの中での、私の基本的な考え方は一般質問でも何しても、必要とされる対象者には全て支援すべきだという立場からの、考えからの質疑ということになるわけなんですけど、という意味で、ここの修繕した世帯全てがその対象と見ていいのかどうか確認します。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、世帯数の518につきましては、平成25年の最終意向確認の中で自立を選んでいただいた方を全て対象にしているような形で予算上では組み上げてございます。ただ、制度上の組み上げの際に、今想定しているものとしたしましては、被災者支援制度の住宅支援金の加算金の受給対象となった方もしくは救助法のほうの応急修繕、そちらのほうの対象になった方を今現在のところ想定して制度組みを考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、加算金を受けた人と応急修理、加算のほうはわかりやすいんですけども、例えば応急修理しなかった方が現在帰って行って修繕して、現在そこに住んでいるという方はその対象にはならないということですか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、応急修理をしなかった場合につきましては、ほとんどの方がまず加算支援金のほうを受けているんじゃないかというふうに考えておりますが、加算支援金を受ける対象ではなくて、応急修理だけの対象となっている方がいるかどうか、ちょっと全体での検討についてはもう少し詳しくしたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうふうに、そういうふうにかね、ただ、私もまだ要綱を見ていないだけども、要綱でどうなっているのかというのを確認しないままつつうか、正式には我々の目には入ってないが、あれまだホームページ等々にとかもまだ出でねよ、まだね。多分、私いただいたかと思うだけども、ちょっとそれすら確認してないんで正確な質問、質疑になっているかどうかつつうのあるんですが、応急修理って、あんどぎばだばだしていろいろ、応急修理も50何万くらいだっけかな、そんな感じの。そして、応急修理が受けられるのも規定あったんだよね。半壊以上、一部損壊はだめでね。だけども、今把握していないって、それは正直などごだと思っただけども。そして応急修理をできる人、あんどぎ規制あったんですよ。仮設に入居すつとは応急修理の対象にならないとかね。そういう仮設に入った人が、もうやんだぐなつてつつうとあれだけども、一日も早くもとに戻りてえということで、一旦入った人がその後戻って家を修繕して住んでいるという方々もいるんだげんとも、そういう人たちは一旦仮設に入ってから応急修理の対象になってないんだよな。そうすつと、応急修理の対象になってない方は、今のその要綱ではこの100万円の対象になりませんよというふうに受けとめられるんですが、そういう方はどうなのかと。ただ、要綱上は多分その対象にはしてならないと、対象にならないというようなことになるかとも思うんですが、その辺の理解を求めます。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。今検討している中では、応急修理の対象になった方までということで、応急修理につきましては災害救助法の中で当初、仮設住宅に入居するか、応急修理を選択するかといったところでとまっているかというふうに理解してご

ざいます。その中で応急修理を受けない方につきましても必要じゃないかという議員のお話でございますが、建築の補助というところがございまして、ある一定の被災状況ということは考えなければならないというふうには考えてございまして、その部分も含めて考え方の捉え方について検討と申しますか、救える部分につきましては、理由づけができれば救っていききたいなというふうには考えてございまして。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。何回も何回も確認するんだげんとも、一応要綱ができて、その要綱どおりにやれば、今現在の応急修理してないものは、その対象にならないというふうに読み取ることができるんだげんとも、それは要綱を変えるというふうに受けとめてもいいのかな。その辺、町長ですか。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。要綱の中で制度運用上の考え方もございまして、特に特段の個別案件というような形で対応できないかどうか、検討したいというふうに、意味でございまして。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これ1つの例なんですけど、多分これ一般質問のときにもこういうのを想定として聞いたつもりなんですけど、あのときにはそういった明快な答えがなかった。あんどぎも後でまた話す機会あつからということで、こっちもあと時間の関係であれしたんですけども、そういう本来救わなくちゃならない人がそういう状況であるならば、やっぱり救わなくてない。こういうときには格差つけてだめなんだね。さっきも格差の話、町長言ったよ、格差のない形でいろいろ工夫していると。まさにその辺をいろいろ工夫していただきたいということを、そういうふうないろいろ、に限らず、今の現在の要綱のこの規定に限らず、そういう条件、状況のある人に対しては十分検討すると。検討するというのは支援を充実させるという、ここでいうと単純に100、この100万って大きいからね。第3種地区で今まで頭になかったものいただけるわけ、いただけるって、これはそれ以上に直したり、建てたりしている方々に対しての支援金ですから、逆に言うとこれでいいのかという部分もあるんですけど、そういう対象となり得る人に対しては全て検討する。そして、そういういい方向での検討という受けとめ方でいいんですよ。はい、町長だね、これね。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町といたしましては、先ほども岩佐議員のご質問にもそのような思いで答えさせてもらったつもりですけども、いろいろと執行部としての問題意識、そしてまた議員各位からの問題提起も踏まえて、時折々検討を重ねてきたわけでございまして、その中で今担当課長が説明するように、一定の理屈なり前後のバランスが保たれるものであれば拡充支援もやぶさかでないというふうな考えで今後とも進めてまいりたいなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。この件に関しては積極的に受けとめました。いい方向で検討するという意味で受けとめました。そういう方向でぜひ取り組んでいただきたい。そして、そういうふうになったときに、もし財源がなくなったときには、それはまたいろいろ向こうから持ってくる、こっちから持ってくるってね、やっぱりそこまで含めて検討を図っていただきたい。そういう中での格差はつくらないということで求めたいと思います。

議 長（阿部 均君）遠藤議員さん、まだまだ質疑があるんでしょうか。ちょっと時間の関係上、休憩も入れたいなと思ひまして、「いいですよ」の声あり）よろしいですか。（「いいですよって、まだあるんだげんとも……、」の声あり）休憩入れてよろしいですか。（「はい、結構です」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時といたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。次に、1、2種区域での生活支度金等についてであります、この件に関しては、もう何回も3回も確認しているんですが、改めて確認させていただきます。

災害危険区域指定前に住宅等を購入した人は対象にならないということになっているわけですが、この理由がいまだにわからないんですが、何の根拠をもってそういうことになっているのか確認したいと思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。1、2種の生活支援金100万円の関係につきましては、実際にその居宅の場所を動かさないで現地にとどまっていた方ということで一線を一旦引かせていただいている関係上、対象とならないというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。基本はね、そこで頑張っているんだよ、現地で。現地再建でしょう、これ。表現、現地再建って書いてあっからね。1種から1種でも現地なんだなというふうにも考えることができるし、だからその辺の考え方、今の前の場合のような考え方でね、いや、これは国からの指示で、あるいは国からの考えでこれが断固、もう何が何でもだめなんだと言うのであるならば、そのだめなんだという理由がね、明確になっていると思うんですよ。でも、ごさ、実際にそこに住んでいる、しかも危険区域指定前というのは、もういち早くその現地で頑張ろうと、山元町に残って頑張ろうという方なんです、方々なんです。あと、こういう世帯が何軒あるかということも確認したいどごなんです、私はこれはね、さっきの立場でやっぱりこれ、そして町独自の、あの8億円というのは何さでも使える金ということになっているわけですから、その辺は町独自の、町の考えで何ぼでもなる対象なんです。先ほどのお話では、まだ残額が1,000万円残っているということは、最終的にですよ、ということであるならば、やっぱりこれはその考えのその対象、支援の対象にしてもいいのではないかと、これはもう町の考えで決まる施策なんです。その辺、担当課長に要求するのなんです、町長、そういう背景をも考えたときに、やはりこれはもっともっとやっぱり町長も皆さんに、各課長に相談しながら、この辺の検討を進めていただきたいと。今現時点では本来ならば最終的な結論出していただければ幸いなんです、町長の判断で。こういったものも独自の判断でやって私は構わないと思うんですが、どうでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員言ってくれましたように、この問題については何回かやりとりしているということで、基本的な部分はね、篤とおわかりだということをお前提にということだと思えますけれども、町としては、あくまでも移転を促進をする区域だということなので、やはり基本的な考え方の整合性を崩せない部分がどうしてもございますのでね、やっぱり一線は引かなくちゃいけないというふうな部分と、議員ご指摘のような部分も踏まえた場合に、いろいろと協議を重ねた中で、現に生活をされているという

ふうなことに着目した中での一定の支度金というふうな形で支援をさせてもらうというように考えたわけでございますので、やはりどうしても譲れない一線はあるというふうな中での1つの窮余の策でもあるというようなことをぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長も1人で考えないで、みんなに相談して、こういうことこそ、今移転促進というお話あったわけですが、今対象にしているのは現地再建している方ですからね、1、2種でも。動かないんですか、そこ。危険地帯に住んでいるんですよ。町長が今、大きな障害、障壁といいますかね。条件的には同じなんですよ、そういう意味では、現地再建ですから。そういう考え方を、へ理屈とは言いませんけれども、必要なときにはへ理屈でもいいのかななんて勝手に思うところもあるんですが、それは違いますね。

やっぱりこれは考え方として何を出発点にするかと、考えるときにね。そういうことで、大いに皆さんと議論し合ってほしいと。もう頭っからだめだと。しかも、この場合、具体的に災害危険区域指定前の話なんですからね。そのときには、そこに住んでいいとか、悪いとかってないんですからね。そんどぎに引っ越した人ですから、非常に具体的な例とすればですね。そういう人たち、その後づけで、後に決めてしまって、あんだはだめだよ、対象になりませんよというような、その辺も深く状況、現状を事実にして、そして議論、皆さんと議論して、そしていい方向の結論を出すべきだというふうに思うんですが、今ここで結論出さなくてもいいです。町長だけでなく、やっぱりみんなとね、この対策本部会議、本部会議でも検討して、協議して、そして新たな結論を出していただきたいというふうに思うわけですが、そういった取り組みも否定なさいますでしょうか。改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私が一存でこの制度を構築してきているわけございませんので、十分対策本部のほうで議論を交わした中での整理というようなことでございます。この案件については、生活再建支援というふうなことで考えさせていただいておりますので、議員ご指摘の部分については、これ以上の検討の余地は残念ながらないものというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ここで結論出さなくてもいいって言ったのに、本当にね、その一言には本当に冷たい町政、町長。だって、この人、何にも悪いことしていないんだよ、山元町民で。そして、この方からも固定資産税とか、住民税とか取るんですか。自分がそういうようなのだけ、何かいろいろ聞くと、そういう請求来ているっていう話もあるんですが、全くこの辺については町長の考えがわからない。このことだけを見れば何と冷たい町長なのかという印象しか受けとめることができませんということを強調しておきます。何回やっても多分そういう考えであるならば変わらないであろうから、この点については。しかしながら、あらゆる機会がこの件については捉えて、町民の皆さんにも訴えていきたいというふうに思います。

次に、世帯分離した場合、どうなのかと。例えば、最初元気で一緒に住んでいた人が被災して、仮設なり入って、そしてある時期に、息子夫婦が災害公営住宅へと。だけども、老夫婦は、年寄り夫婦は、いや、やっぱり現地に帰りたいというようなことで、現地で住みたいというようなことで現地に、現地って、この1、2種だな、に行って、再建して住んだ場合に、その支度金というのは、その年寄り夫婦のほうに、仮設に行っ

た息子夫婦は町のこのそれなりの仮設によった移転費とかなんとか、そういうようなのは町の補助は受けているといった場合、そういった場合、そういう、何ていうんだ、ケースも何件かあるかと思うんですが、そうした場合、その年寄り夫婦は対象になるのか、ならないのか、その辺の確認をしたいと思います。

震災復興企画課長（佐藤和典君）はい、議長。1、2種の世帯の方で災害公営住宅とかそういうところに再建を果たした方と地元に残っている方がいた場合、100万円が受けられるかというようなことのご質問かと思いますが、町の独自の支援策として、災害公営住宅なり新市街地に移る際に独自支援策を設けてございます。そちらのほうを受けている場合につきましては、特にやむを得ない事情で地元に残られているというような方というような形の捉えではないというふうに考えておまして、二重の独自支援は受けられないような状況ということで考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺もですね、もっと深い議論が必要になってくるかと。あるいはすべきだというふうに思います。今この辺でもぐちぐち言っているんだけど、ああ、それは妥当だと。いや、それではおかしいんでねえがと言う人たちもいることも事実ですから。しかしながら、現に戻って生活しているということも事実であります。その辺をもっとやっぱり煮詰めて、せっかくいいごどをやるんだから、誰その落ちこぼれなくね全ての、先ほども何回も、何回も格差のない社会と格差をつくらないってつうのか、さっきの、そういう格差のない形、いろいろ工夫すると、していると、今後もその拡充を考えているということ、さらに拡充を考えていると、そこまでいいことを言っているんだから、言ったらもっとやっぱり細かいところまでの議論をして、そして1人も落ちこぼれのないような支援策にすべきだということを訴えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第65号平成27年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第66号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第66号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出予算それぞれ3,263万4,000円を追加いたしまして、総額を21億9,653万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書、6ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費についてですが、こちらにつきましても、職員の給料、手当、共済費などの人件費並びに一般会計への繰出金に係る補正額849万5,000円を計上してございます。人件費につきましても、例年9月補正で行っております人事異動に伴う補正でありまして、当初予算の計上については、ことしの1月1日現在における人員に合わせまして人件費を組んでおりましたが、その後、4月1日付の人事異動がありましたので、その人事異動の人員により置きかえた額の補正額、人件費合計で531万7,000円を計上してございます。

次、この同目内の第28節繰出金についてですが、こちらは一般会計に繰り出しを行う補正額でありまして、昨年度、当国保会計に一般会計からあらかじめ見込み額として繰り入れを行ってございました人件費や出産育児一時金などの繰入金について、決算額に基づく精算を行って一般会計にお戻しする額を確定し、今年度の繰出金として補正額、こちら317万8,000円を計上してございます。

次に、第2款保険給付費第1項療養諸費第1目一般被保険者療養給付費についてですが、こちらは後ほど歳入のほうでご説明申し上げますが、前期高齢者交付金の歳入減による財源内訳の変更となります。

次に、3款後期高齢者支援金等から、次ページをお開きいただければと思います、第6款介護納付金までの、こちら納付金等につきましても、社会保険診療報酬支払基金への納付金等の今年度分の額の確定に伴う増減額をそれぞれ補正額として今回、計上しております。なお、補正額につきましても、前ページの第3款後期高齢者支援金等で35万4,000円の増、第4款前期高齢者納付金等で3万3,000円の増、第5款老人保健拠出金で5,000円の減、第6款介護納付金で19万5,000円の減として計上してございます。

次に、8款保健事業費第1項特定健康診査等事業費第1目特定健康診査等事業費についてですが、こちらも後ほどご説明申し上げますが、県補助金であります被災者健康支援事業費補助金の交付額の決定に基づく歳入増による財源内訳の変更となっております。

次に、7ページから次の8ページにかけての第11款諸支出金でございますが、こちらにつきましても、平成26年度に交付を受けた各種補助金交付金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上してありまして、合計で2,395万2,000円を補正額として計上しております。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書、5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに、こちら第5款前期高齢者交付金第1項前期高齢者交付金第1目前期高齢者交付金についてですが、こちらは先ほどご説明申し上げました、歳出第2款の保険給付費の財源内訳の変更の要因となりました前期高齢者交付金の額の確定による減

額分10万1,000円を補正額として計上してございます。

次の、第6款県支出金第2項県補助金第3目特定健康診査等補助金、これで節のほうは第1節の被災者健康支援事業費補助金です。こちらにつきましても、先ほど歳出のほうでご説明いたしました、第8款の保険事業費の財源内訳の変更となりました県補助金の額の確定による増額分103万4,000円を補正額として計上してございます。

次に、第9款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金、こちら第1節財政調整基金繰入金についてですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金取り崩しの戻入額の8,023万5,000円を減額計上するものでありまして、こちら同じく第2目一般会計繰入金のこちら第2節その他一般会計繰入金については、人事異動に伴う職員人件費等相当分を一般会計から繰り入れを行う増額分です。531万7,000円を補正額として計上している状況でございます。

最後に、第10款繰越金第1項繰越金、こちら繰越金についてですが、平成26年度、本国保会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額1億661万9,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

6番遠藤龍之君の質疑を許します。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。決算審査等の中でもいろいろ確認しているんですが、その財政調整基金の取り崩しの減と財政の関係ですね。この9月の補正で先ほどの説明あった国に返さなくちゃならないものを返した上で、なお減額、これは今言った前年度の繰り越し1億が相当影響しているかと思うんですが、しかしそういったもろもろの理由があってもなお8,000万円も戻すことができた。そして、現在額が多分八千、今現在の取り崩しが約8,000万円くらいだと思うんですが、今現時点でいうと、これも確認しているところなんです、その推計計画から見ても4,000万円、今現時点多いんですね。今後、医療費の動向が、これも確認したいことがあるんですが、きょうはいい。大きく減が出てくるというようなことが想定されれば、その限りでもないということは言えるんですが、その辺を含めて、医療費の動向とね、それからこのままいくと、やっぱり27年も大きな剰余金を生み出し、さらなる基金の積み上げが期待されますというような方向になるのか、この辺の想定、あと6カ月あるんですが、今この時点でどう見ているか。そして、今現時点ではもう4,000万円、既にその計画値よりも多いと。4,000万円というのは年間ね、どういう額かという、8,000万円の半分だからね。8,000万円というのは引き下げ、年間引き下げの、っていうのは、どのくらい大きいかということをちょっと強調したかったんですが、今、その前の質問についてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今の遠藤議員さんのご質問にお答えいたします。

基金の現在の残高等も踏まえご回答させていただければと思います。

今回の財政調整基金の9月補正後の残高に関しましては、今回の議案書の5ページの第9款の繰入金の基金繰入金の欄なんです、当初予算では約1億6,000万円という取り崩しになってございます。今回、補正額で8,000万円を戻しまして、議員さ

んおっしゃったとおり現在の繰入額は8,000万円。先ほどのお話の中で平成27年度、今回税率引き下げ、8,000万円使って税率を引き下げておりますが、そのシミュレーションの中では今年度は1億2,000万円の基金取り崩しを行って、結果、税率を引き下げるといことですので、この5ページの基金繰入金の合計の欄、今8,025万8,000円となっておりますが、ここが1億2,000万円という数字になるのがシミュレーション上の基金の取り崩し額となります。今議員さんのおり、ここは4,000万円差がございます。その1億2,000というふうな推定に現在8,000万円。それに関しましては、こちら議員さんのほうからお話あったんですが、医療費の動向なり、被保険者の動向を重視しながら国保運営のほうを進めてまいりたいというふうに考えておるのが担当課としての意見でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それで、その結果、今から考えておいただほうがいいということで提起、確認しているんだげんとも、私の推定では、これはまた上がるのかなと。そうすつとね、今現在で4億8,000万円くらいになったな、基金残高つつうかね。5億近いんですよ。5億の金をそのままプライマイゼロで5億で27年度終わって、28年度にいくとね、5億持って28年度に行く必要ねえんだな。もともと5億が最低1億、あのあれでは3年目で1億7,000万くらい残せばいいという計画なんだから。というふうな事態になったときに、その時点でどうすつかと。今ここでいろいろな動向等々あつから、まだ結論わがねげども、そういうふうな事態になったときにどうすればいいのかということ、まだ半年あるんだから、今からやっぱりそういうのを医療費の動向等々も見ながら、そういう事態になったらすぐにこう変えられるようなね、やっぱり体制で臨む必要があると思うんですが、担当者、担当官どうですか。いや、事務的なこの準備が甘いという意味だからね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。まず、今回の税率引き下げの改正につきましては、3年間、平成27、28、29の3年間を計画期間としてシミュレーションを組んでございます。今議員さんおっしゃったように医療費の動向なり、被保険者の動向を注視しながら、もちろん経営状況を分析していくのはもっともでございますが、まずはこの3年間の動向を見ないと、1年間の動きではまだ推計、計画の段階ということなので、すぐには動けないとは思いますが、まずは注視しながら計画を再度検証しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ここで明確にね、28年度が3億9,000、約4億だよ。で、29年度で1億になる。これが3年間の計画なんだから、この計画どおりにいかないどぎにどうすんのがということを知っているんだが、そんときの心構え、んだがら今のお話では4億8,000万円、今残つてでね、それが5億近い金とまた、27年度の決算すつと、また1億余つたどが、2億余つたどがになつと、またこの積み立てすんだつたら、もう5億が6億なつたりする。28年度で4億つて、3億9,800万円で経過しているのが5億どが6億になつたらどうすんのかというごどを知っているのよ。だがら、そういうふうになんねえ場合もあるし、計画どおりになつた場合にどうすればいいかというのを今から構えでおげというごどを言っているんです。んだがら、担当官に、ねえ、その事務的な話だがら、そしてその際に、あどは町長さんにね、このくらいあるんだげつと、それは後で相談しながら進めていいんだげども、担当官としては、この数字ね、この事実の流れ、この計画どおりについてつかがどうが、いつてねがつたらどうすつかと

いうことを今から構えて、そういう事態になったらすぐに取り組めるようにということの確認で言ってんの。それだけの話だからね。の確認だから。はい、改めて。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今の遠藤議員さんのおっしゃるとおりで、事業を推進するに当たり、遂行するに当たり、経営状況を確認して、随時、こういう状況をつかみながら1年間、運営を行ってまいりたいと思います。（「はい、わがった、わがった」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第66号平成27年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．議案第67号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第67号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加いたしまして、総額を1億6,613万8,000円とするものでございます。

それでは、当後期高齢者特別会計につきましては、歳入予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書、5ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金、こちらについてですが、こちらは平成26年度の当後期高齢特別会計の決算剰余金を本年度に全額繰り越ししましたので、その繰越金31万6,000円を増額補正額として計上するものでございます。

次に、6ページになります。こちら、歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

こちら第3款諸支出金第2項繰出金第1目一般会計繰出金、こちらについてですが、こちら、ただいまご説明申し上げました平成26年度の当後期高齢特別会計の決算剰余金を一般会計に戻し入れを行うため、当後期高齢特別会計から一般会計への繰出金として歳入と同額の増額となります31万6,000円を計上するものでございます。

以上が今回の補正予算（第1号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可

決賜わりますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第67号平成27年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第68号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第68号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1,626万7,000円を追加いたしまして、総額を13億229万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の議案書、7ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費についてですが、こちらにつきましても、職員の給与、手当、共済費などの人件費を計上してございます。こちら人件費につきましても、国保会計と一緒にござりますが、例年9月で補正を行っております人事異動に伴う補正でありまして、当初予算の計上以降、4月1日付の人事異動等により人事異動後の人員により置きかえた額の減額分、合計で557万円を減額補正額として計上してございます。

なお、次の第3款地域支援事業費第1項介護予防事業費の減額補正額549万6,000円、並びに同じく第2項包括的支援事業任意事業費の減額補正額407万2,000円、こちらにつきましても人事異動に伴う減額の補正額となっております。

次に、第5款諸支出金第1項繰出金第1目一般会計繰出金についてですが、こちらは一般会計に繰り出しを行う補正額でございまして、昨年度、当介護会計に一般会計からあらかじめ見込み額として繰り入れを行ってございました人件費や事務費などの繰入金について、決算額に基づく精算を行って一般会計に戻し入れをする額を確定し、今年度の繰出金として1,089万2,000円を増額計上してございます。

次に、8ページになります。

8ページ、第5款諸支出金第2項償還金及び還付金につきましては、こちら平成26年度に交付を受けた各種補助金、交付金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上するものでありまして、合計で2,051万3,000円を補正額として計上してございます。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書、5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに第3款国庫支出金第2項国庫補助金についてですが、こちらは先ほど歳出のところでご説明申し上げました、人件費の組み替えに伴う国庫補助金の減額分296万3,000円を補正額として計上してございます。

次の、第4款支払基金交付金第2項支払基金交付金第1目介護給付費交付金、こちら第2節過年度分につきましては、平成26年度の介護給付費に係る社会保険診療報酬支払基金の負担割合が確定したことによる歳入増として827万7,000円を補正額として計上しております。

次の6ページをご覧ください。

同じく、こちら第2目地域支援事業支援交付金につきましては、こちら先ほど歳出のところでご説明いたしました人件費の組み替えに伴うものでございまして、人件費の減額にともなって社会保険診療報酬支払基金の負担分をあわせて減額となるということから153万9,000円を減額補正額として計上してございます。

次の第5款県支出金第2項県補助金についても、こちら歳出のところでご説明申し上げました人件費の組み替えに伴う県補助金の減額分、合計148万2,000円を減額補正額として計上してございます。

あと、次、第7款でございます。第1項繰入金第1目基金繰入金第1節介護保険事業基金繰入金についてですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金の取り崩しの戻し入れの447万1,000円を減額計上するものでありまして、同じく第2目一般会計繰入金についてですが、こちらは人件費の組み替えに伴う減額分705万2,000円を減額補正額として計上してございます。

最後に、第8款、6ページですね、第8款繰越金第1項繰越金についてですが、こちらは平成26年度、当介護会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越しましたので、その繰越額2,549万7,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算（第2号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第68号平成27年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．議案第69号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第69号平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、一般会計同様、人事異動に伴う人件費の補正となっておりますので説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費は、人件費の調整による減、及び工事請負費では坂元配水池の薬品タンクが経年劣化により液漏れ等が発生したため交換工事費を増額し、補正額194万7,000円を増額するものであります。

最初のページにお戻り願います。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益52万4,000円減額し、総額5億9,980万2,000円とするものです。

支出、第1款水道事業費451万7,000円減額し、総額5億8,188万5,000円とするものです。

第3条 予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額194万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金等を調整して予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出194万7,000円増額し、総額4億96万3,000円とするものであります。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものでございます。

第5条 予算第9条に定めた他会計からの繰入金金を記載のとおり改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第69号平成27年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議案第70号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第70号平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収支につきましては、人件費の補正となっておりますので、これも説明を省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費につきましては、人件費の調整及び委託料、工事請負費では第12回復興交付金で認められた磯地区の津波被害を免れた農集排施設の復旧を行うための予算措置をするとともに、山元浄化センターに流入するごみを除去するためのし渣掻揚器の修繕工事費などを、補正額2億9,589万6,000円を増額するものであります。

収入について申し上げます。

支出に見合う財源としまして、1款資本的収入1項企業債2,560万円を増額するものでございます。

第4項国庫補助金、農集排事業復興交付金1億8,676万6,000円を増額するものであります。

5項出資金、繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金8,423万4,000円を増額するものでございます。

最初のページをお開き願います。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益53万円減額し、総額13億1,582万2,000円とするものです。

支出、第1款下水道事業費212万2,000円減額し、総額11億7,476万4,000円とするものです。

第3条 予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などを調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款資本的収入2億9,660万円増額し、総額6億4,543万6,00

0円とするものです。

支出、第1款資本的支出2億9,589万6,000円を増額し、総額9億3,484万5,000円とするものです。

第4条 予算第6条の復興交付金、企業債を記載のとおり改めるものでございます。

第5条 予算第9条に定めた職員の給与費を記載のとおり改めるものでございます。

第6条 予算第10条に定めた他会計からの繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第70号平成27年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

議長（阿部 均君）日程第18. 議案第71号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。議案第71号平成27年度 社総交（復興）請1号町道27号町中浜線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

なお、議案の内容につきましては、別紙配布資料ナンバー11にてご説明いたしますのでご覧願います。

議案の概要についてご説明いたします。

町道27号町中浜線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

次に、各項目及び内容について説明申し上げます。

1、契約の目的は、平成27年度 社総交（復興）請1号 町道27号町中浜線道路改良工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で、入社参加業者数は8者でございます。

契約金額は、6,591万2,400円、こちら消費税を含むもので、落札率は85.

5パーセントとなります。

契約の相手方につきましては、山元町真庭字南権現114、三宅建設株式会社代表取締役三宅満でございます。

工事の場所につきましては、山元町町地内ということで、次ページ、地図を参照願います。こちら町道町中浜線とJR新ルート交差部でございますが、こちら町道町中浜線の中で狭隘区間ということで、以前から拡幅の要望があった区間でございますが、JRの内陸移転にあわせまして、地域の皆様の協力をいただき、今回、道路改良工事を実施することとなったものでございます。

前ページの議案の概要にお戻り願います。

工事の概要につきましては、施工延長200メートル、道路幅員6.5メートルということで、工事の概要につきましては、2ページ後ろ、A3の平面図をご覧願います。

こちら施工箇所としましては、着色されている区間200メートル区間となっております。主な工事といたしましては、下の標準横断面図を見ていただきまして、こちらの道路改良を行うに当たりまして切土工、着色部分でございますが、こちら6,600立米、またこちらののり面を保護するための植生基材吹きつけ1,260平米、並びに道路舗装の1,580平米、並びにガードレール等となっております。

議案の概要にお戻り願います。

詳細な数値は、表記のとおりとなります。

工期につきましては、議決された日の翌日から平成28年3月31日までということになっております。

以上で、議案第71号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第71号平成27年度 社総交（復興）請1号 町道27号町中浜線道路改良工事請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第19. 議案第72号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第72号平成27年度 産振農復物1号 山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

配布資料のナンバー12をご覧くださいと思います。

まず、提案理由でありますけれども、東日本大震災による被災農家の農業再生を図るため、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業に基づき農業用機械を取得するに当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、1番といたしまして、今回の購入品目・台数でありますけれども、トラクター1台ほか、このトラクターに合わせた専用作業機各1台でございます。これは全部で13台ほどになります。それから、自走式タマネギ収穫機1台、それからタマネギ乾燥機一式が15台という、大きく分けて3種類であります。その仕様、装備につきましては、この表に記載のとおりでございます。

2番といたしまして、契約の方法であります、条件つき一般競争入札で執行しております。入札の参加業者については3者でございました。

3番目、契約の金額でございますが、一つ金8,960万5,440円、これは消費税含む額でございます。落札率は89.1パーセントでありました。

4番といたしまして、納期限が平成28年3月18日でございます。

5番、契約の相手方であります、亘理町のみやぎ亘理農業協同組合でございます。

裏面をご覧くださいと思いますが、6番3項といたしまして、この機械の貸与先であります、これ経営体1経営体でございまして、東部新浜地区の112ヘクタールを予定している農業法人へ貸与する予定であります。

この機械のイメージ写真をここに記載しておりますが、トラクターについては150馬力という、本土ではなかなかない大きさのものです。それにあわせてかんがい装置ということで、これは給水、用水ですね、等をする、あるいはタマネギの収穫機等々でございまして。それから、自走式のタマネギについては、こういった掘って収穫する機械であります。それから、タマネギの乾燥機につきましては、この右側のハウスの中に設置しておりますけれども、左側の乾燥機にこういうブルーシートのようなのをかぶせて、中にトレーでタマネギを入れて、その中で乾燥させていくというようなものでございます。これは15台ほどになります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

10番岩佐 隆君の質疑を許します。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。入札方法で条件つき一般競争入札ということでありまして、この条件つきのちょっと条件の中身について教えていただけませんか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。条件につきましては、一応大きく分けて9項目ほどございます。1つは、町の入札参加者の名簿に記載されているということです。（「もう一度」の声あり）町の入札参加資格者名簿に記載されていること。それから、2番目といたしまして、地方自治法施行令の破産者とかということで、無能力者ではないことですね。

それから、3番目に、指名停止を受けていないこと。それから、4番目に、会社更生法等で更生手続等の申し立てがされていないこと。それから、5番目に、県内に本店・支店を有する事業者であること。それから、6番目に、今回の発注、農機具の機械の販売実績、あるいは納入確約書が提出できる事業者ということです。それから、7番目には、入札に参加しようとする複数の事業者の間で資本とか人的関係で親会社、子会社の関係にないというようなことです。あと、最後が、暴力団の指定を受けていないというような条件であります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この中で何で聞いたかという、一応3者しか入札の指名に入ってこれなかったということなのね。それで、条件つきという部分でちょっと狭まった形の条件の整備かなと思ったんですけども、通常の、今お話聞くと、通常の条件という形だったものですけども、これ何で一般競争入札にしなかったの、条件つきという形にしたのか、その辺はこの今までの7つの理由の中でどれがあれなのかな。ちょっと、一般競争入札もよかったのかなと思うんですけども、あと時期も明示していないしね。ある程度、入札については、今までお話ししているように公正、公平に、ある程度幅広く考えて参加をしてもらおうような形、それが行政の入札発注の1つの考え方になると思います。その辺についてどうなんですか、課長。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の納入物品については、受注製品でもあるというようなことから、確実な納品をしていただくという必要がありますので、そういった意味で重視したのは販売実績、それから納品できる確約をきちんととれるということを重視しているというようなことで条件を付させていただきました。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。あと、ちょっと気になるのは、7番目で、親会社、子会社でないとかという要件も入っているんですけども、一応貸与する先は、今回については、先ほどの説明だと農協が出資する、そういった法人であるということで、多分要件に当たらないからそういう形じゃないと思うんですけども、ただ道義的に考えると、貸与する先として農協が出資する、そういった会社法人に入札で今回、一応入札で落札したという形になると。その辺については道義的に全然問題ないということなのか。基本的にはやはり農協が出資している、そういった法人でありますので、その辺のちょっと考え方についてお聞かせいただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。対応する先については、基本的に被災農家が半分以上を出資してコントロールすることになっておいて、JA出資については半分以下ということでございますので、意思決定等については特段、この機械等の関係では問題ないというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本当は入札の条件の、この条件つきの中にきちっとその辺も、先ほど7番目の関係でちょっと聞こえなかったんだげんとも、親会社、子会社の関係でないことという話も入札のなか、親会社、子会社と違うんだげんとも、例えば今お話ししたように、出資が4割強入っている団体の会社に、使うということはわかっているながら入札を参加資格で条件の中であつたような形になれば、私は少し何か出資しているという形で考えれば、ちょっと疑問が残る関係かなと。それはそれで、あと副町長からその辺についての答弁いただくんで。あと、その中で、ここで耐用の年数どのくらいですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今のところは、この機械の耐用年数、償却のですね、そ

それを踏まえてということになるかと思いますが、「何年と何年だが」の声あり）通常であれば5年なり、7年なりというようなことだとは思いますが、今のところはそういうことだと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。あれでしょう、一つ一つの機械で耐用年数違うんでね、その対応の仕方というのもちよっと違うと思うんですけども、対応の仕方は全部同じでいいのかな、機械。トラクターと例えばタマネギとかで同じなのかな。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。基本的には一括で対応してまいりますので、何ていうんですかね、機械の耐用年数はそれぞれ違うとは思いますが、貸す期間は統一していきたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これはハウスのリース事業と同じように、貸与したら、あとは年数たったなら、そのまま無償で支給という形になるのかな、その辺はどうなんですか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。そこまではまだ考えてはおりませんが、基本的に償却されたものを町のほうとして持っても、処分関係もございまして、そこについてはこれからの貸与の規定の中で考えていきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。これの提案理由の中に、27年度の震災地域農業復興総合支援事業に基づきということを書いてあるんですけども、これ27年度のこの被災地の農業復興震災事業、これ何件か多分やっていると思うんです。ちょっともう一回確認の意味で、どういう形の内容なのか。今まで我々がいろいろお聞きしたやつ、復旧関係の事業であるという形では認識しているんですけども、復旧の全体の説明の中という話もわかる。その辺ちょっと詳しく教えていただけませんか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この復興交付金事業については、ここに記載のとおり支援事業でありまして、通常「C-4事業」と言われているものですが、東日本の大震災によって被災した市町村で計画している復興を実現するために町が農業用施設、あるいは機械等を整備して、被災をしていて経営再開しようとする農家に貸与するという事業であります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その程度の内容だったらわかっているんで、ただ、今回の機械の整備をする中で積み上げをしたと思うんですけども、ただ現在の町の積み上げの中で、例えばタマネギだったらタマネギの、そういった形で震災で被災した人たちをどのくらいに積み上げてC-4事業に生かしていくのか。そういう形で全部積み上げながら今回の事業に結びつけさせたと思うんですけども、そういう部分でこれから、27年度ばかりでないと思うのね、28年度、29年度で続くのかどうかもあるし、あるいは積み上げ方式をすることによって、この5年間の復興交付金の事業、C-4事業、それで終わっていくのかどうかということもあるのね。非常にこれから東部の全体のやっぱり被災地の支援をする中で、どういう形で推移するのかというのが全然わからない部分もあるんでね、ちょっとその辺を確認したいなと思って今お話ししているわけです。

議長（阿部 均君）少しわからないと言うので、もう一度お願いします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。C-4事業のこの考え方で、復旧の中で積み上げをしながら事業費を出して事業を行うという形でこの事業があると思うんですけども、今回のその積み上げの中で一応機械でね、何の機械でもいいということは多分ないと思うんで、例えばタマネギの復旧の面積がこのくらいだから、こういう形で事業費積み上げたんだよという考え方があるのかどうかということで、これから全体の復旧の中で積み上げ方式

という形で町から話はされてるんですけども、具体的にそういう形の積み上げがあって、復興庁と復興交付金の中での事業としてやっていけるのかどうかという部分を確認したいとお話なんです。わかりますか。

議長（阿部 均君）10番岩佐 隆君に申し上げます。今の契約案件でございまして、事業の内容ではございませんので、その辺についてご理解をした上で質疑をお願いしたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。契約案件である中で、今お話ししたように、この27年度の震災の農業復興総合支援事業、これに基づいて今回取得するに当たっての今回の契約なんでね、それが今議長おっしゃるように全然関係ないという話ではないと思うんですよ。この関連でお話をしているので、ただ答えていただければいいんですよ、別に。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。この貸与する法人につきましては、裏面に参考として経営体の営農面積ということで、6番目に112ヘクタールという面積を記載しておりますけれども、この面積の営農の計画の中で、例えば今のところ経営計画として作目をタマネギ、ネギ、サツマイモ、ニンジン、ゴボウとか露地栽培で営農して、で、経営計画を立てているということで積み上げて、その内容を復興庁に認められて、それに必要な機械、規模、数量というようなことで、今回はその認められた全体の中の、前回第12回の復興交付金で認められた部分を今回計上しているということでございます。ですので、この機械そのものについてそのようことで、この作目と面積等を含めて基本的には積み上げであるということをご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それをちょっと確認したかったんで。

あと、最後に副町長のほうに、今お話ししたように、入札のあり方として条件つき一般競争入札の考え方だったり、あと出資した団体に貸与する、そういった状況の中での1つの今回の入札の参加者のその考え方についてお話ししていただければと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。産業振興課長からもお話ししましたがけれども、入札参加の資格の条件として入っておりましたのは、入札参加する事業者同士の親子関係等々がないよというこの指定をさせていただいたところでございます。貸与先、JA出資型だということではございますけれども、全体としては被災農家の方々がイニシアチブをとられるという部分もございまして、その点については特に入札上は考慮はしなかったということでございます。（「あと、条件の考え方」の声あり）

議長（阿部 均君）条件の考え方をお願いします。（「先ほど一般競争入札でもよかったんでないかという話もしたんだげんとも、それで条件をつける上でのこの7項目の考え方について」の声あり）

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。条件つきじゃなくて一般競争入札でもよかったのではないかという質問かと思えます。今回の場合、いろいろ9点ついておりますけれども、一番重視したのは、農業機械ですので、こちらの実績なり確約、必ず納めてもらえるというところがまず必要かなというところ、あとは県内に本店または支店を有する事業者ということで適正については考慮したということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。県内に支店、本店とかね、あと今言うように、納める、納めないなんていう話は、やっぱりきちっとその入札参加の中できちっとやっぱり審査できる本当案件なんですよ。それでわざわざ7項目にその条件をつけてやる理由が、今副町長から聞いた中であんのかどうかということなんですよ。それを具体的に条件つけた理

由として、今の理由の中で、考え方として私なんかはちょっと全然理解できないんですけども、その辺についてもう一回、答弁いただきたいと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。一般競争入札でもやれたのではないかと、地域条件も要らなかったのではないかと、というふうなご質問かと思えます。

町が取得して経営体のほうに貸し付けするという形のものでございますし、機械等々ということもございましたので、近くにあるところで十分に納入実績のあるところというところを今回は重視させていただいたという考え方でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。結果的に3者しか応札がなかったということが一番最初にお話ししたように、広くやっぱり公平に参加できるような形にしていくというのが入札制度の本来の考え方なんでね。その辺をお話ししているわけで、ですから結果を見たらなかったでなくて、結果が出る前に広く、やっぱり幅広くやれるような形の入札の考え方というのをやっぱりやる必要あるんでないかということをお話ししているんでね。その辺については十分これから考えながらやっていただきたいと思えます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第72号平成27年度 産振農復物1号 山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第20. 議案第73号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第73号平成27年度 産振農復物3号 山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

配布資料のナンバー13をご覧くださいと思います。

提案理由につきましては、ただいまの72号と同様でございます。

1番といたしまして、今回の購入品目、台数につきましては、フォークリフトの全回転フォーク機能付きのものが2台、それから同じフォークリフトでハイマスト仕様が1台、計3台であります。主要装備につきましては、ここの表に記載のとおりでございます。

2番といたしまして、契約の方法でございますが、これも条件つき一般競争入札であ

ります。入札の参加業者数は6者であります。

3番目に契約金額については、一つ金589万4,640円、消費税含む額であります。落札率は55.1パーセントでありました。

4番目、納品期限であります、平成28年3月18日まで。

5番といたしまして、契約の相手方ではありますが、亘理町のみやぎ亘理農業協同組合でございます。

裏面、ご覧いただきたいと思いますが、6番3項でございますが、機械の貸与先については、これについては2法人になります。これは新浜地区の山元ファームみらい野と、それから磯地区の農事組合法人磯浜であります。

機械自体のイメージ写真につきまして、この全回転のほうが、機能つきのほうが新浜地区、そしてハイマストの1台のほうが、これは磯地区ということでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第73号平成27年度 産振農復物3号 山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は5時30分といたします。

午後5時19分 休憩

午後5時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第21. 委発第3号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

議会運営委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。それでは、山元町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明させていただきます。

2 ページ、お開きください。

提案理由、山元町議会議員定数条例改正に伴い、議員定数を1名削減したことから、産建教育常任委員会及び議会運営委員会の定数をそれぞれ1名減とし、議会広報常任委員会については、議会の公聴活動を活発に行うことを目的に名称の変更並びに所管する事務を明確にするため提案するものであります。

条例の内容につきましては、皆さんに配布されている内容のものとなっております。記載された内容でありますので、皆さん、十分に確認していただきたいと思っております。

以上、山元町議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第3号山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第3号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第22．認定第1号から日程第28．認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月4日に決算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長岩佐 豊君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、事前に皆様に配布しております委員会審査報告書の朗読をもって報告に代えます。

特別委員会審査報告書。

認定第1号平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号平成26年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号平成26年度山元町水道事業会計決算認定について

認定第7号平成26年度山元町下水道事業会計決算認定について

本委員会は平成27年9月4日付で付託された議案を審査の結果、次の意見を付け原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1、特に留意すべき意見。①震災復興基金について町独自の支援策を早急に拡充すべきである。②基金残高の推移を見ながら有効活用を図り、国民健康保険税の負担軽減をすべきである。

山元議委発第99号、平成27年9月14日、山元町議会議長阿部 均殿、決算審査特別委員会委員長岩佐 豊。

以上です。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。6番遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、次の理由から反対の討論を行います。

1つは、事業の遅れを見せている道合地区整備事業に係る有志議員8名による政策提言書の提出を求めている件についての町の対応について問題があることであります。

この間の経緯を見てみますと、議会の対応として6月30日、重要な政策決定に至った資料であるとの判断から、議長から提出要請をいたしました。総務課長より、総務課では取り扱っていないということで提出を拒否されたことから、7月10日には議長から町長宛てに政策提言書の提出について、文書をもって平成26年7月25日まで提出することを要請しました。

しかし、この7月25日までの提出との要請に対し、提出期限が7月29日に遅れると。その理由は、町長不在のため決済がとれないからということから、この期限にまず遅れて提出をされました。おくれながら提出された7月29日、提出されたわけですが、町長から議長に回答文書でありました。その内容につきましては、政策提言書の内容を公開しないことを前提として受け取ったものであるため、相手との信義則上、提出はできないとした内容の回答でありました。

このことについて、議会ではさらに検討を重ね、11月19日、議長から町長宛てに情報公開請求をいたしました。このことについては、請求日から14日以内に公開するか否か、その決定を実施機関はしなければならないということになっておりますが、11月19日に提出したのに対して12月4日、町から情報不存在とする決定通知が町長より議長に寄せられました。

その後、この議会として、この回答では問題があるということで、1月23日に正式に異議申し立てを議長から町長宛てに送りました。そして、この情報公開異議申し立ての対応につきましては、山元町の情報公開審査会は受理の翌日から14日以内に審査を求めるということになっていたわけですが、その後、依然としてその回答はござ

いませんでした。

そこで、改めて4月28日開催の要求を議長から町長宛てに、これも文書で正式にもって請求いたしました。しかしながら、この件につきましても何ら回答は寄せられず、そこで2カ月後、6月17日に改めて2回の開催要求をいたしました。その際には、今度は期限をつけて要求をいたしました。その期限につきましては、7月15日という明確な数字でもって請求をしたわけでありますが、この7月15日というのも請求したのは6月17日ですから、ほぼ1カ月間の余裕がある。そういう余裕のある期限を設定したわけでありますが、7月3日、その回答がございました。その回答には、7月15日までの回答は困難であると。その理由としては、審査委員が任期満了のため選任に時間を要する。この時点で情報公開審査会が、常設であるはずの機関が設置されていなかったということがここで判明したわけでありますが、そしてその後、いまだその結果は、その後情報審査会は開始されたわけですが、開かれたわけですが、いまだその回答は議会には届いておりません。

以上の経緯に見られますように、これらの問題には二重、三重の重大な過ちが挙げられます。中でも、異議申し立てに対する町の対応については大きな問題が含まれております。山元町情報公開条例では、実施機関は不服申し立てがあったときは、山元町情報公開審査会に対し、受理した日の翌日から起算して14日以内にその不服申し立てについて審査を求めなければならないとしておりますが、町はこの条例に示されている対応に対し、この間、2回にわたり文書による公式の開催要請があったにもかかわらず、その対応を、どのような意図があつてのことかわかりませんが、半年以上も無視し続け、放置してきたのであります。このことは町の通常業務の1つとして当然やらなければならないことをやってこなかったという重大な問題であり、町、とりわけ町長の責任は大変重いものと断ぜざるを得ません。あわせて、このことに関連して、常設機関であるはずの情報公開・個人情報保護審査会が2年近く委員不在の状態で機能していなかったことがわかり、このことによって、さきの異議申し立てに対する審査会開催の遅れを生み出しております。この問題もまた通常業務の中で執行されていなければならない業務であり、町の責任は重いものと考えます。

次に、道合地区の災害公営住宅建設等整備事業の遅れも問題であります。この事業は計画に問題があり、この間、2度も議会で否決されている計画であることから、十分な協議、検討が求められている案件ではありましたが、それらが不十分であったことから事業の遅れが生まれ、災害公営住宅の入居は平成29年3月まで延び、入居予定者に大きな迷惑おかけするということになり、これもまた大変な問題であるということを指摘するものであります。

震災後、既存の町営住宅の貸し出しをとめていたこと、これも問題が残ります。入居を希望する町民がいるにもかかわらず、また人口増の取り組みを進めている中、正当な理由も示せず、最近まで貸し出しをとめていたことは町の方針からしても重大な問題と受けとめております。そのほかにも宅地かさ上げの補助事業が1.7パーセントという低い執行率にとどまっている問題等々、平成26年度の予算執行には多くの問題が見られ、町はこれらの問題を真剣に受けとめ、今後の政策に生かしていただくことを望みながらも、以上のことを理由として、平成26年度山元町一般会計歳入歳出認定については反対の立場を表明するものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

8 番佐藤智之君、登壇願います。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。私は、賛成の立場で討論をいたします。

認定第1号平成26年度一般会計歳入歳出決算認定について、議会決算特別委員会において決算内容の細部についての審査をいたしました。東日本大震災からの復旧・復興を最優先に、また他の事業の予算の執行についても指摘する事項はしっかり指摘し、今後に生かしてもらうことを含め審査をいたしました。また、監査委員から予算執行状況も有効かつ適正であると認められました。また、監査委員からの事務引き継ぎにおいて不十分であると、組織としてチェック機能の強化とその取り組みを進めるようとの指摘があり、今後にしっかり生かすべきであります。

以上の理由から、私は一般会計の決算認定に賛成をいたすものであります。

以上、賛成討論といたします。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成26年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成26年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成26年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第3号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成26年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第4号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成26年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成26年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第5号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成26年度山元町水道事業会計決算認定について討論

を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成26年度山元町水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第6号につきましては認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成26年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成26年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第7号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第29. 閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第30. 常磐自動車道建設促進特別委員会中間報告書の件を議題とします。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長から調査の中間報告書が提出されましたので、

委員長から報告を求めます。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長青田和夫君、登壇願います。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長（青田和夫君）はい、議長。それでは、事前にお手元に配布されている内容を読み上げます。

特別委員会中間報告書。

本委員会は、下記のとおり調査・審査したので、山元町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。

記。

1. 常磐自動車道建設に関する調査・審査について。
2. 期間、平成23年11月22日から平成27年9月15日。
3. 経過、平成23年3月11日以降も常磐自動車道の建設が順調な推移を見ることができ、26年12月6日に山元インターから相馬インターと南相馬インターから浪江インターの2区間が開通し、これにより常磐道全線開通が実現したものです。

この間、平成26年10月7日に常磐自動車道工事中の山元インターから新地インターを視察し、工事の進捗状況を調査いたしました。今後、坂元地内に建設予定の（仮称）山元南インターチェンジの建設促進を図るためにも引き続き調査研究が必要であります。しかし、11月12日に任期を迎えることから、今後のまちづくりに大きな影響と効果を与えるため、次期議員に引き続き調査を望むものであります。

平成27年9月15日、山元町議会議長阿部 均殿、常磐自動車道建設促進特別委員会委員長青田和夫。

以上であります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、常磐自動車道建設促進特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）お諮りします。

常磐自動車道建設促進特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、常磐自動車道建設促進特別委員会委員長の報告のとおり決定しました。

議長（阿部 均君）日程第31. 東日本大震災災害対策調査特別委員会中間報告の件を議題といたします。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長から調査の中間報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長齋藤慶治君、登壇願います。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。東日本大震災災害対策調査特別委員会の中間報告をいたします。

皆さんに配布のとおり報告書ですが、朗読をもって報告にさせていただきます。

本委員会は、下記のとおり調査・審査したので、山元町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。

事件、期日は、書いているとおりであります。

3番、経過。平成23年3月11日発生 of 東日本大震災において本町は甚大な被害を受けた。発災より4年6カ月が経過し、復旧・復興事業においても一定の進捗が見られる。

23年12月に山元町の将来の方向性を決める「山元町震災復興計画」の負託を受け、土地利用計画、重点プロジェクト等を調査し、修正議決している。

震災復興は3市街地、新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺を核に、防災集団移転事業、災害公営住宅事業等で形成を目指している。住居の確保は被災者の生活再建の第一歩であり、早急な計画完了を求めるものである。

町の復興・再生には、1、安心して生活できる住居の確保、2、農業等の産業振興の育成、3、人口減少対策のための定住促進事業、4、防災向上のための避難路、防潮堤事業等。

⑤被災者の生活支援等の多くの政策課題が現在進行中である。次のページになります。一日でも早い被災者の生活再建と将来を見据えた町の復興・再生を実現するためにさらなる調査研究が必要である。しかし、11月12日に任期を迎えることから、町民生活に大きな影響を与える復旧・復興事業について次期議員に引き続き調査を望むものである。経過は以上であります。

4番は、ずっと平成23年11月からの特別委員会の項目を掲載しております。開催回数は42回でありました。

平成27年9月15日、山元町議会議長阿部 均殿、東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長齋藤慶治。

以上であります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、東日本大震災災害対策調査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）お諮りします。

東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、東日本大震災災害対策調査特別委員会委員長の報告のとおり決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

議長（阿部 均君）ここで事務局長の発言を許します。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。平成27年第3回山元町議会定例会は8月27日に招集され、21日間の会期中に、平成26年度山元町各会計決算及び平成27年度山元町各会計補

正予算を初め、議案等全ての審議を終了し、本日閉会となります。

山元町議会議員の任期は、11月12日までとなっておりますので、本定例会が任期満了前の最後の議会となります。

そこで、平成27年第3回山元町議会定例会を閉会するに当たり、議長、副議長から議員、執行部各位に対しあいさつをお願いいたします。

阿部議長、後藤副議長、登壇願います。

議長（阿部 均君）一言ご挨拶を申し上げます。

平成23年11月13日、議長に就任して以来4年間、きょうまで議員の皆様方の温かいご理解とご協力を賜りましてまことにありがとうございました。また、町長さん初め課長の皆さん並びに議会事務局の皆さん方のご協力とご高配を賜りましてまことにありがとうございました。おかげさまで、東日本大震災からの復旧・復興の激動の中、皆様方のご助言、ご助力によりまして議長の職責を果たすことができました。心から感謝と御礼を申し上げます。

なお、私たちの任期満了は11月12日までとなっております、皆様方とともに職責を全うすることをお誓い申し上げまして挨拶といたします。大変ありがとうございました。

（拍手）

副議長（後藤正幸君）今、議長から詳細挨拶がありましたので、私は簡単に申し上げます。

私も震災後、6カ月後の11月の初議会で副議長ということで皆様方から任命いただきました。そして、この震災の真ただ中、阿部議長の補佐役として復旧・復興を中心とするまちづくり、このただ中で議会運営、または議会活動と邁進いたしました。その間、皆様方からいただいた温かいご助言、ご協力、ご指導等に対して深く感謝申し上げます。

そのたどってきた道を振り返りますと、道はまだまだ道半ばと思います。ですが、今から私たちが頑張ってもどうしようもございませんので、皆様方、次期議員になる方々のさらなる継続をご期待するものであります。そして、結びになりますが、山元町のさらなる発展と職員、そして議員の方々、健康でのご活躍をご祈念申し上げ、御礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

議長（阿部 均君）会議を閉じます。

平成27年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後6時11分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。